

第2次鹿沼市人権啓発推進総合計画実施プラン

令和7年度計画書

鹿沼市

令和7年8月

目 次

第1章	第2次鹿沼市人権啓発推進総合計画実施プラン -----	1
	実施プランの仕組み図 -----	2
	実施プランで管理される事業表の見方 -----	3
第2章	人権の施策の方向を実現する事業	
	1 女性（男女）-----	4
	2 子ども -----	9
	3 高齢者 -----	14
	4 障がいのある人 -----	17
	5 部落差別（同和問題）-----	21
	6 外国人 -----	25
	7 感染者・患者等 -----	27
	8 インターネット等による人権侵害 -----	29
	9 災害に伴う人権問題 -----	31
	10 性的マイノリティ-----	32
	11 その他の人権問題	
	①アイヌの人々 -----	33
	②犯罪被害者等 -----	33
	③刑を終えて出所した人 -----	34
	④ホームレス -----	34
	⑤働く人の人権 -----	35
	⑥その他の人権課題 -----	35
第3章	人権教育・人権啓発の推進のための事業	
	1 多様な機会の提供	
	①就学前 -----	36
	②学校等 -----	36
	③家庭 -----	38
	④地域社会 -----	40
	⑤企業・職場 -----	42
	2 特定職業従事者に対する人権教育・人権啓発の推進	
	①市職員 -----	43
	②教職員・社会教育関係者 -----	43
	③医療・保健・福祉関係者 -----	43
	④消防職員 -----	44
	⑤マスメディア関係者 -----	44
第4章	相談・支援体制の充実のための事業	
	1 女性に関する相談・支援体制 -----	45
	2 子どもに関する相談・支援体制 -----	45
	3 高齢者等に関する相談・支援体制 -----	46
	4 障がいのある人に関する相談・支援体制-----	47
	5 同和問題に関する相談・支援体制 -----	47
	6 外国人や感染者・患者等に関する相談・支援体制 -----	48
	人権施策事業の実施機関別集計表 -----	49
	用語解説 -----	50

第1章 第2次鹿沼市人権啓発推進総合計画実施プラン

1 第2次人権啓発推進総合計画実施プランの位置付け

第2次人権啓発推進総合計画（以下「計画」といいます。）は令和元年度（平成31年度）から10年間を対象とした期間を想定して策定されました。

第2次人権啓発推進総合計画実施プラン（以下「実施プラン」といいます。）は、この計画を具体的に実施することを目的として毎年度策定することとしています。

2 実施プランの目的

実施プランは、計画において示された「施策の方向」毎に、市が実施している全ての事業のうち、その「施策の方向」を実現する事業を特定し、人権施策の全体系を明らかにし、管理することを目的とします。

3 事業管理の仕組み

この実施プランに基いて各課が実施する事業の管理は、「立案（P）」「実行（D）」「評価（C）※」「見直し（A）」サイクルをもって、必要に応じ改善を図ることとしています。

（次ページ「実施プランの仕組み図」を参照）

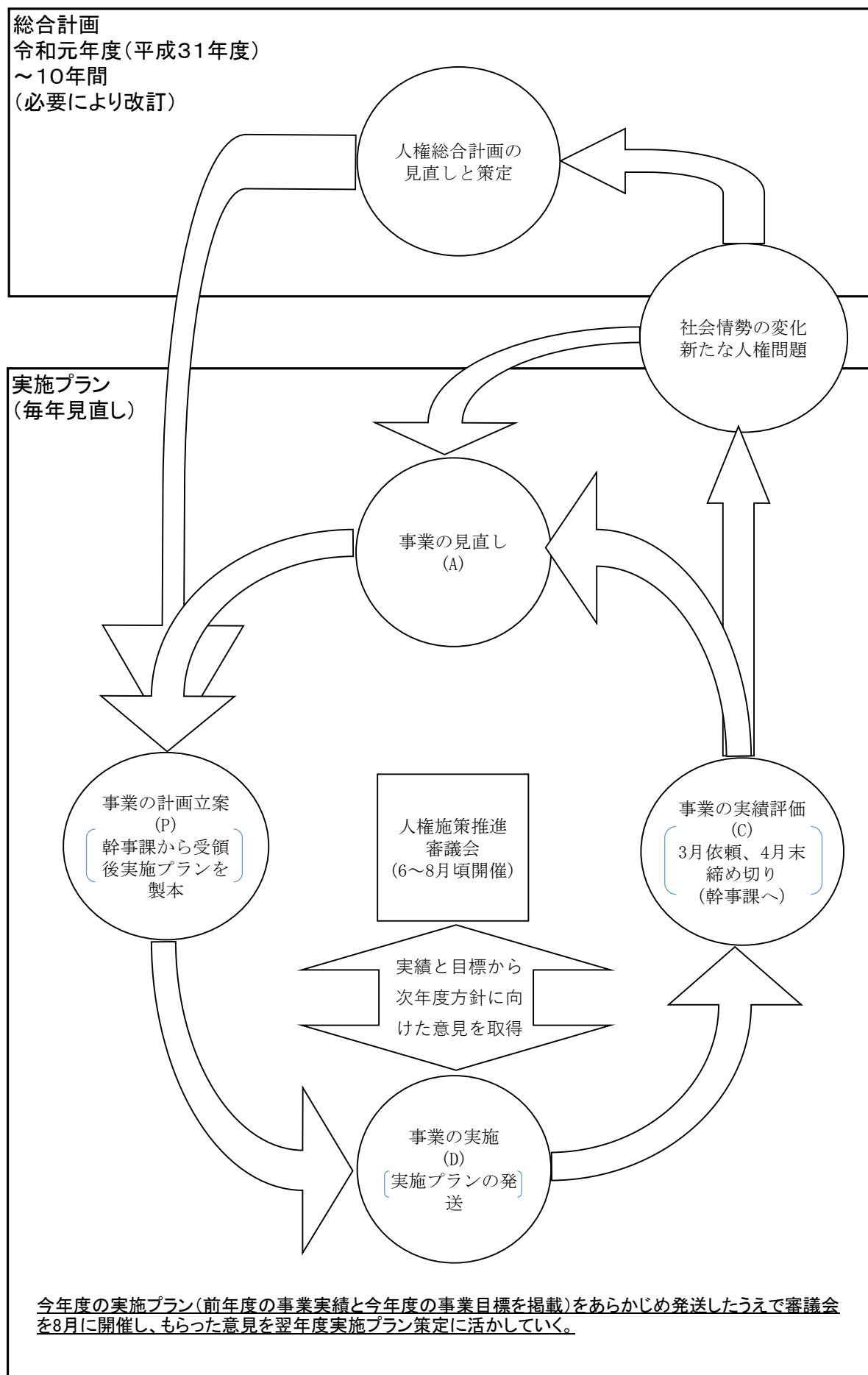
また、人権施策推進審議会等により市民の皆さんの意見や要望を取り入れ、より市民ニーズに応えられる仕組みとしました。

※実施プラン対象事業評価要項（評価要項）に沿って評価してください。

4 計画の改訂

時間の経過とともに、社会情勢の変化や新たな人権課題が発生した場合には、各年度においてこの実施プランを改訂してまいります。

実施プランの仕組み図



実施プランで管理される事業表の見方

「施策の方向」を実現する全ての市の事業を、その取り組み状況を把握するとともに、各事業の連携強化と適切な進行管理を行うために統一された様式の表で構成されています。
以下にこの事業表の見方を説明します。



特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
評価の目安 A：達成（100%） B：概ね達成（80%） C：普通（50%） D：要検討（30%） E：未達成（0%）										
124-01	人権を尊重した男女共同参画意識の啓発	男女共同参画についての啓発普及活動の推進	・市民実行委員会による地域懇談会・講演会の開催 ・市民運営委員のよるセミナーの開催 ・市民編集員による男女共同参画情報紙「かれんと」の発行 ・家庭生活と職業生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の確保を目的とした講演会や研修会を実施する。	・地域懇談会・講演会開催 ・セミナーの開催 ・情報誌「かれんと」の発行 ・ワーク・ライフ・バランス職員研修の開催	・講演会の実施 ・男女共同参画スプレッドによる情報紙「かれんと」2回発行 ・男女共同参画スプレッドによるセミナー（講座）の企画・運営 ・ワーク・ライフ・バランス職員研修の実施 ・市内事業所へイクボスの普及啓発 ・ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定制度の導入	評価：B ・講演会開催「ときめき鹿沼2024」（2/22、参加者189人） ・講座4回開催（①8/3、父子7組15人、②8/18、親子5組12人、③10/26、10人、④12/8、14人） ・情報紙「かれんと」2回発行（9/25・2/25） ・各種期間に広報（HP・SNS等、パネル展示等で啓発実施 ・ワーク・ライフ・バランス職員研修の実施（2/14、46人参加） ・「イクボスカめま宣言」登録事業所累計24事業所 ・ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定制度の検討	・講演会の実施 ・男女共同参画スプレッドによる情報紙「かれんと」2回発行 ・男女共同参画スプレッドによるセミナー（講座）の企画・運営 ・ワーク・ライフ・バランス職員研修の実施 ・市内事業所へイクボスの普及啓発 ・ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定制度事業の実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
124-04	人権啓発事業の推進（啓発業務）	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊さと平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施。 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布。 ・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施 ・人権啓発講座の実施 ・広報誌、ホームページで啓発	・人権講演会の開催 ・街頭啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施	評価：A ・「ときめき鹿沼」において講演会開催（2/22、参加者189名） ・ウエルフェアかめま、ふるさとあわの秋まつり会場や市内の大型店舗において啓発物資の配布を実施 ・8月に図書館本館、情報センター1階、市役所1階において人権パネル展を実施	・人権講演会の開催 ・街頭啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
141-01	労働法令の遵守促進と子育て環境の充実	労働法令の遵守促進を支援することにより、健全な労使関係を確立し、働く条件の改善や労働災害等の解消を図る。また、育児休業制度等の普及促進を図り、子育てしやすい職場環境を整えるため、仕事と子育ての両立に対する企業の取り組みを支援する。	・労働団体（連合栃木鹿沼地域協議会）、鹿沼労働基準協会の運営を支援する。 ・鹿沼労働基準監督署等関連機関との連携により、適正な働き方等の啓発を行う。	・関係団体との連携・支援 ・企業訪問等による職場改善啓発、支援制度の周知	職業紹介による女性就職率：39.5%	評価：B 職業紹介による女性就職率実績：27.8%（令和7年2月データ分まで）	職業紹介による女性就職率：39.5%	経済部	産業振興課	H22
1253-01	南部地区会館事業の推進（女性の集い）	基本的人権を尊重し、同和問題を始めとする様々な人権問題を解決するために、住民の人権意識の高揚、健康の増進及び生活文化の振興を図ることを目的とする。	南部地区会館において各種講座等を開催し、人権に対する正しい認識と理解を得るために、人権教育・人権啓発を行いながら、地域住民との交流を深める。	・女性の集い延参加者数	延参加者数：100人以上	評価：A 延参加者数：117人	延参加者数：100人以上	市民部	課人（権・南部地区会館参画）	H23

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	令和6年度活動指標目標	令和6年度活動指標実績	令和7年度活動指標目標	部	課	掲載年度
------	-----	-------	-------	----------------------	-------------	-------------	-------------	---	---	------

評価の目安

A：達成	(100%)
B：概ね達成	(80%)
C：普通	(50%)
D：要検討	(30%)
E：未達成	(0%)

施策の方向 ② 「男らしさ・女らしさ」といった社会的、文化的に作られた性差意識にとらわれない男女平等の理念のもと、お互いを尊重する社会の確立に努めます。

124-01	人権を尊重した男女共同参画意識の啓発【再掲】	男女共同参画についての啓発普及活動の推進	・市民実行委員会による地域懇談会・講演会の開催 ・市民運営委員によるセミナーの開催 ・市民編集員による男女共同参画情報紙「かれんと」の発行 ・家庭生活と職業生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の確保を目的とした講演会や研修会を実施する。	・地域懇談会・講演会開催 ・セミナーの開催 ・情報誌「かれんと」の発行 ・ワーク・ライフ・バランス職員研修の開催	・講演会の実施 ・男女共同参画ススめ隊による情報紙「かれんと」2回発行 ・男女共同参画ススめ隊によるセミナー(講座)の企画・運営 ・ワーク・ライフ・バランス職員研修の実施 ・市内事業所へイクボスの普及啓発 ・ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定制度の導入	評価：B ・講演会開催「ときめき鹿沼2024」(2/22、参加者189人) ・講座 4回開催(①8/3、父子7組15人、②8/18、親子5組12人、③10/26、10人、④12/8、14人) ・情報紙「かれんと」2回発行(9/25・2/25) ・各種期間に広報(HP・SNS等、パネル展示等で啓発実施) ・ワーク・ライフ・バランス職員研修の実施(2/14、46人参加) ・「イクボスカめま宣言」登録事業所累計24事業所 ・ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定制度の検討	・講演会の実施 ・男女共同参画ススめ隊による情報紙「かれんと」2回発行 ・男女共同参画ススめ隊によるセミナー(講座)の企画・運営 ・ワーク・ライフ・バランス職員研修の実施 ・市内事業所へイクボスの普及啓発 ・ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定制度事業の実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
--------	------------------------	----------------------	--	---	---	--	---	-----	------------	-----

施策の方向 ③ 女性の声を政策・方針決定の場や社会活動に積極的に反映させるために、女性の人材育成と各種審議会等への登用を促進します。

124-02	政策・方針決定過程への女性の参画促進	市政への女性の参画促進	・審議会等の女性委員割合増を啓発	女性委員割合	・女性委員割合40%以上60%以下 ・審議会等の女性委員割合増を啓発	評価：B ・女性委員割合：24.7%(前年24.1%) ・審議会等の女性委員割合増を啓発	・女性委員割合40%以上60%以下 ・審議会等の女性委員割合増を啓発	市民部	画人課 ・男女共同参	H22
--------	--------------------	-------------	------------------	--------	---------------------------------------	--	---------------------------------------	-----	---------------	-----

施策の方向 ④ 男女ともに健康で働きやすい労働環境づくりを促進します。また、関係機関と連携を図りながら、企業に対する啓発を推進し、働く場における男女平等の実現に努めます。

124-01	人権を尊重した男女共同参画意識の啓発【再掲】	男女共同参画についての啓発普及活動の推進	・市民実行委員会による地域懇談会・講演会の開催 ・市民運営委員によるセミナーの開催 ・市民編集員による男女共同参画情報紙「かれんと」の発行 ・家庭生活と職業生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の確保を目的とした講演会や研修会を実施する。	・地域懇談会・講演会開催 ・セミナーの開催 ・情報誌「かれんと」の発行 ・ワーク・ライフ・バランス職員研修の開催	・講演会の実施 ・男女共同参画ススめ隊による情報紙「かれんと」2回発行 ・男女共同参画ススめ隊によるセミナー(講座)の企画・運営 ・ワーク・ライフ・バランス職員研修の実施 ・市内事業所へイクボスの普及啓発 ・ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定制度の導入	評価：B ・講演会開催「ときめき鹿沼2024」(2/22、参加者189人) ・講座 4回開催(①8/3、父子7組15人、②8/18、親子5組12人、③10/26、10人、④12/8、14人) ・情報紙「かれんと」2回発行(9/25・2/25) ・各種期間に広報(HP・SNS等、パネル展示等で啓発実施) ・ワーク・ライフ・バランス職員研修の実施(2/14、46人参加) ・「イクボスカめま宣言」登録事業所累計24事業所 ・ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定制度の検討	・講演会の実施 ・男女共同参画ススめ隊による情報紙「かれんと」2回発行 ・男女共同参画ススめ隊によるセミナー(講座)の企画・運営 ・ワーク・ライフ・バランス職員研修の実施 ・市内事業所へイクボスの普及啓発 ・ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定制度事業の実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
141-01	労働法令の遵守促進と子育て環境の充実【再掲】	労働法令の遵守促進を支援することにより、健全な労使関係を確立し、働く条件の改善や労働災害等の解消を図る。また、育児休業制度等の普及促進を図り、子育てしやすい職場環境を整えるため、仕事と子育ての両立に対する企業の取り組みを支援する。	・労働団体(連合栃木鹿沼地域協議会)、鹿沼労働基準協会の運営を支援する。 ・鹿沼労働基準監督署等関連機関との連携により、適正な働き方等の啓発を行う。	・関係団体との連携・支援 ・企業訪問等による職場改善啓発、支援制度の周知	職業紹介による女性就職率：39.5%	評価：B 職業紹介による女性就職率実績：27.8%(令和7年2月データ分まで)	職業紹介による女性就職率：39.5%	経済部	産業振興課	H22

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
------	-----	-------	-------	--------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	----------

評価の目安

A：達成 (100%)
B：概ね達成 (80%)
C：普通 (50%)
D：要検討 (30%)
E：未達成 (0%)

施策の方向 ⑤ 女性の人権を確立し、男女共同参画を推進していくために、あらゆる機会を捉え、女性の権利に関係する法律や「女子差別撤廃条約」の趣旨や理念及び内容の普及・啓発に努めます。

124-01	人権を尊重した男女共同参画意識の啓発【再掲】	男女共同参画についての啓発普及活動の推進	・市民実行委員による地域懇談会・講演会の開催 ・市民運営委員によるセミナーの開催 ・市民編集員による男女共同参画情報紙「かれんと」の発行 ・家庭生活と職業生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の確保を目的とした講演会や研修会を実施する。	・地域懇談会・講演会開催 ・セミナーの開催 ・情報誌「かれんと」の発行 ・ワーク・ライフ・バランス職員研修の開催	・講演会の実施 ・男女共同参画スス隊による情報紙「かれんと」2回発行 ・男女共同参画スス隊によるセミナー(講座)の企画・運営 ・ワーク・ライフ・バランス職員研修の実施 ・市内事業所へイクボスの普及啓発 ・ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定制度の導入	評価:B ・講演会開催「ときめき鹿沼2024」(2/22、参加者189人) ・講座 4回開催(①8/3、父子7組15人、②8/18、親子5組12人、③10/26、10人、④12/8、14人) ・情報紙「かれんと」2回発行(9/25・2/25) ・各種期間に広報(HP・SNS等、パネル展示等で啓発実施) ・ワーク・ライフ・バランス職員研修の実施(2/14、46人参加) ・「イクボスカねま宣言」登録事業所累計24事業所 ・ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定制度の検討	・講演会の実施 ・男女共同参画スス隊による情報紙「かれんと」2回発行 ・男女共同参画スス隊によるセミナー(講座)の企画・運営 ・ワーク・ライフ・バランス職員研修の実施 ・市内事業所へイクボスの普及啓発 ・ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定制度事業の実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
124-02	政策・方針決定過程への女性の参画促進【再掲】	市政への女性の参画促進	・審議会等の女性委員割合増を啓発	女性委員割合	・女性委員割合40%以上60%以下 ・審議会等の女性委員割合増を啓発	評価:B ・女性委員割合:24.7%(前年24.1%) ・審議会等の女性委員割合増を啓発	・女性委員割合40%以上60%以下 ・審議会等の女性委員割合増を啓発	市民部	画人課・男女共同参画	H22
124-03	女性に対するあらゆる暴力の根絶	女性への暴力・セクシュアルハラスメント等の根絶のための施策の推進	・広報紙による啓発 ・街頭啓発活動の実施	・広報かめま11月号に掲載(女性等への暴力防止) ・街頭啓発の実施	・広報かめま11月号お知らせに記事掲載 ・パープルリボンツリー展示啓発(図書館・市庁舎2階ロビー) ・パープルライトアップの実施 ・街頭啓発の実施 ・デジタルサイネージによる啓発放映	評価:A ・広報かめま11月号記事掲載 ・パープルリボンツリー展示啓発(図書館・市庁舎2階ロビー) ・パープルライトアップの実施 ・街頭啓発の実施(11/13、11/24市内2か所、計300部) ・パープルライトアップの実施(11/12~25、夢の樹) ・その他HP・SNS等で情報発信に努めた	・広報かめま11月号お知らせに記事掲載 ・パープルリボンツリー展示啓発(図書館・市庁舎2階ロビー) ・パープルライトアップの実施 ・街頭啓発の実施 ・その他HP・SNS等で情報発信	市民部	人権・男女共同参画課	H22

施策の方向 ⑥ 女性に対する暴力や※セクハラを防止するため、企業等へ働きかけるなど、啓発活動に努めます。

124-15	セクシャルハラスメント防止に向けての啓発	セクシャルハラスメント防止に向けて、事業所内の啓発を依頼する。	事業所向けのセクシャルハラスメント防止についてのチラシを作成する。	事業所へチラシを送付する。	市内事業所 社×1部 320	評価:A 市内事業所へチラシを送付	市内事業所 社×1部 320	市民部	同人参画課・男女共	H30
--------	----------------------	---------------------------------	-----------------------------------	---------------	----------------	----------------------	----------------	-----	-----------	-----

施策の方向 ⑦ 女性の身体的特性が尊重されるよう、母性保護に対する正しい知識と理解を深めるため、学習機会の提供に努めると共に、学校等における低学年からの性に関する指導を通じ、性の尊厳についての理解を深める教育を推進します。

1253-01	南部地区会館事業の推進(女性の集い)【再掲】	基本的な人権を尊重し、同和問題を始めとする様々な人権問題を解決するために、住民の人権意識の高揚、健康の増進及び生活文化の振興を図ることを目的とする。	南部地区会館において各種講座等を開催し、人権に対する正しい認識と理解を得るために、人権教育・人権啓発を行いながら、地域住民との交流を深める。	・女性の集い延参加者数	延参加者数:100人以上	評価:A 内容を工夫し、運営委員による呼びかけが功を奏し、目標を達成できた。(117名)	延参加者数:100人以上	市民部	課人権(南部地区区会館参画)	H23
---------	------------------------	--	--	-------------	--------------	---	--------------	-----	----------------	-----

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
------	-----	-------	-------	--------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	----------

評価の目安

A：達成	(100%)
B：概ね達成	(80%)
C：普通	(50%)
D：要検討	(30%)
E：未達成	(0%)

施策の方向 ⑧ DVが重大な人権侵害であるという認識を深めると共に、それを許さない社会の実現を目指し、各種講演会や広報紙・パンフレットなどを活用した啓発に努めます。

124-01	人権を尊重した男女共同参画意識の啓発【再掲】	男女共同参画についての啓発普及活動の推進	・市民実行委員による地域懇談会・講演会の開催 ・市民運営委員によるセミナーの開催 ・市民編集員による男女共同参画情報紙「かれんと」の発行 ・家庭生活と職業生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の確保を目的とした講演会や研修会を実施する。	・地域懇談会・講演会開催 ・セミナーの開催 ・情報誌「かれんと」の発行 ・ワーク・ライフ・バランス職員研修の開催	・講演会の実施 ・男女共同参画スミ隊による情報紙「かれんと」2回発行 ・男女共同参画スミ隊によるセミナー(講座)の企画・運営 ・ワーク・ライフ・バランス職員研修の実施 ・市内事業所へイクボスの普及啓発 ・ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定制度の導入	評価：B ・講演会開催「ときめき鹿沼2024」(2/22、参加者189人) ・講座 4回開催(①8/3、父子7組15人、②8/18、親子5組12人、③10/26、10人、④12/8、14人) ・情報紙「かれんと」2回発行(9/25・2/25) ・各種期間に広報(HP・SNS等、パネル展示等で啓発実施) ・ワーク・ライフ・バランス職員研修の実施(2/14、46人参加) ・「イクボスカねま宣言」登録事業所累計24事業所 ・ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定制度の検討	・講演会の実施 ・男女共同参画スミ隊による情報紙「かれんと」2回発行 ・男女共同参画スミ隊によるセミナー(講座)の企画・運営 ・ワーク・ライフ・バランス職員研修の実施 ・市内事業所へイクボスの普及啓発 ・ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定制度事業の実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
124-03	女性に対するあらゆる暴力の根絶【再掲】	女性への暴力・セクシュアルハラスメント等の根絶のための施策の推進	・広報紙による啓発 ・街頭啓発活動の実施	・広報かめま11月号に掲載(女性等への暴力防止) ・街頭啓発の実施	・広報かめま11月号お知らせに記事掲載 ・パープルリボンツリー展示啓発(図書館・市庁舎2階ロビー) ・パープルライトアップの実施 ・街頭啓発の実施 ・デジタルサイネージによる啓発放映	評価：A ・広報かめま11月号記事掲載 ・パープルリボンツリー展示啓発(図書館・市庁舎2階ロビー) ・パープルライトアップの実施(本庁1階ロビー・図書館) ・街頭啓発の実施(11/13、11/24市内2か所、計300部) ・パープルライトアップの実施(11/12～25、夢の樹) ・その他HP・SNS等で情報発信に努めた	・広報かめま11月号お知らせに記事掲載 ・パープルリボンツリー展示啓発(図書館・市庁舎2階ロビー) ・パープルライトアップの実施 ・街頭啓発の実施 ・その他HP・SNS等での情報発信	市民部	人権・男女共同参画課	H22

施策の方向 ⑨ 市の女性相談や県、警察など身近な相談機関や体制があることを市民に広く周知し、DV被害の防止や被害の拡大防止を図ります。

124-03	女性に対するあらゆる暴力の根絶【再掲】	女性への暴力・セクシュアルハラスメント等の根絶のための施策の推進	・広報紙による啓発 ・街頭啓発活動の実施	・広報かめま11月号に掲載(女性等への暴力防止) ・街頭啓発の実施	・広報かめま11月号お知らせに記事掲載 ・パープルリボンツリー展示啓発(図書館・市庁舎2階ロビー) ・パープルライトアップの実施 ・街頭啓発の実施 ・デジタルサイネージによる啓発放映	評価：A ・広報かめま11月号記事掲載 ・パープルリボンツリー展示啓発(図書館・市庁舎2階ロビー・本庁1階ロビー・図書館) ・街頭啓発の実施(11/13、11/24市内2か所、計300部) ・パープルライトアップの実施(11/12～25、夢の樹) ・その他HP・SNS等で情報発信に努めた	・広報かめま11月号お知らせに記事掲載 ・パープルリボンツリー展示啓発(図書館・市庁舎2階ロビー) ・パープルライトアップの実施 ・街頭啓発の実施 ・その他HP・SNS等での情報発信	市民部	人権・男女共同参画課	H22
193-07	女性に対するあらゆる暴力の根絶	女性への暴力等の相談体制の整備	・女性相談業務の実施 ・各機関との連携	各機関と連携し相談者に応じた対応	各機関と連携し相談者に応じた対応	評価：A ・相談対応件数：1,420件 各機関と連携し相談者に応じた対応をすることができた。	各機関と連携し相談者に応じた対応	こども未来部	トセンタ―家庭サポート	H22

事業表

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
------	-----	-------	-------	--------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	----------

評価の目安

A：達成

(100%)

B：概ね達成

(80%)

C：普通

(50%)

D：要検討

(30%)

E：未達成

(0%)

施策の方向 ⑩ DV被害者の安全確保と自立に向けての支援のため、市関係部局、県、警察、各関係機関等との連携を図ります。

193-07	女性に対するあらゆる暴力の根絶【再掲】	女性への暴力等の相談体制の整備	・女性相談業務の実施 ・各機関との連携	各機関と連携し相談者に応じた対応	各機関と連携し相談者に応じた対応	評価：A ・相談対応件数：1,420件 各機関と連携し相談者に応じた対応をすることができた。	各機関と連携し相談者に応じた対応	こども未来部	こどもセンター・家庭サポート	H22
--------	---------------------	-----------------	------------------------	------------------	------------------	--	------------------	--------	----------------	-----

施策の方向 ⑪ DVに関する相談や自立に向けた継続支援ができるような組織や支援体制の整備に努めます。

193-07	女性に対するあらゆる暴力の根絶【再掲】	女性への暴力等の相談体制の整備	・女性相談業務の実施 ・各機関との連携	各機関と連携し相談者に応じた対応	各機関と連携し相談者に応じた対応	評価：A ・相談対応件数：1,420件 各機関と連携し相談者に応じた対応をすることができた。	各機関と連携し相談者に応じた対応	こども未来部	こどもセンター・家庭サポート	H22
--------	---------------------	-----------------	------------------------	------------------	------------------	--	------------------	--------	----------------	-----

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
------	-----	-------	-------	--------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	----------

評価の目安	A：達成	(100%)
	B：概ね達成	(80%)
	C：普通	(50%)
	D：要検討	(30%)
	E：未達成	(0%)

第2章 2 子ども

施策の方向 ①「子どもの権利条約」の趣旨や理念や内容の普及啓発に努めます。

124-04	人権啓発事業の推進 (啓発業務)【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊さと平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施。 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施。 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布。 ・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・人権講演会の開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施 ・人権啓発講座の実施 ・広報誌、ホームページで啓発	・人権講演会の開催 ・街頭啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施	評価：A ・「ときめき鹿沼」において講演会開催 (2/22、参加者189名) ・ウエルフェアかぬま、ふるさとあわの秋まつり会場や市内の大型店舗において啓発物資の配布を実施 ・8月に図書館本館、情報センター1階、市役所1階において人権パネル展を実施	・人権講演会の開催 ・街頭啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
702-01	人権教育の推進	すべての学校において人権教育が組織的・計画的に推進されるよう、推進体制の整備充実を行う。	・各学校における人権教育の組織的・計画的な推進に向けた支援(研修会の実施・学校訪問等)。 ・児童生徒及び教職員の人権尊重精神の高揚を図るための取組(研修会・講演会の実施等) ・児童生徒・家庭・地域への啓発(人権教育啓発資料の作成、及び活用等) ・東日本大震災による被災地の児童生徒数の把握。	・人権教育年間計画の整備 ・人権教育研修会の実施 ・人権教育講演会の実施 ・人権教育指導資料の活用	・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：34校	評価：B ・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：33校	・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：34校	教育委員会	学校教育課	H22

施策の方向 ② 子ども一人ひとりの不安や悩みを解消し、個性を大切にするため、教師等の子どもを見る眼を養うことに努めます。

702-01	人権教育の推進【再掲】	すべての学校において人権教育が組織的・計画的に推進されるよう、推進体制の整備充実を行う。	・各学校における人権教育の組織的・計画的な推進に向けた支援(研修会の実施・学校訪問等)。 ・児童生徒及び教職員の人権尊重精神の高揚を図るための取組(研修会・講演会の実施等) ・児童生徒・家庭・地域への啓発(人権教育啓発資料の作成、及び活用等) ・東日本大震災による被災地の児童生徒数の把握。	・人権教育年間計画の整備 ・人権教育研修会の実施 ・人権教育講演会の実施 ・人権教育指導資料の活用	・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：34校	評価：B ・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：33校	・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：34校	教育委員会	学校教育課	H22
--------	-------------	--	--	--	---	---	---	-------	-------	-----

施策の方向 ③ いじめや暴力行為は、子どもの人権にかかわる重大な問題であることを認識し、研修を通じ教職員の資質の向上を図り、児童・生徒の指導体制を充実すると共に、学校、家庭、地域社会の連携を深め、体制強化を図ります。

124-04	人権啓発事業の推進 (啓発業務)【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊さと平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施。 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施。 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布。 ・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・人権講演会の開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施 ・人権啓発講座の実施 ・広報誌、ホームページで啓発	・人権講演会の開催 ・街頭啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施	評価：A ・「ときめき鹿沼」において講演会開催 (2/22、参加者189名) ・ウエルフェアかぬま、ふるさとあわの秋まつり会場や市内の大型店舗において啓発物資の配布を実施 ・8月に図書館本館、情報センター1階、市役所1階において人権パネル展を実施	・人権講演会の開催 ・街頭啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
--------	-------------------------	---	---	---	---------------------------------------	---	---------------------------------------	-----	------------	-----

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	令和6年度活動指標目標	令和6年度活動指標実績	令和7年度活動指標目標	部	課	掲載年度
評価の目安 A：達成 (100%) B：概ね達成 (80%) C：普通 (50%) D：要検討 (30%) E：未達成 (0%)										
7012-01	自然生活体験学習の推進	家庭、地域、学校の連携により市内の児童生徒の自主性や協調性を育むとともに保護者、地域、学校が相互の関係を緊密にして信頼関係を築き児童生徒の生きる力を育むための活動を展開するため、自然生活体験学習事業の受入態勢を充実する。	事前準備として、担当職員が学校との打ち合わせを行い、活動プログラム作成への助言を行う。計画的に学校の受入を行い、児童生徒に適切な指導を行う。また、これらの事業実施のために、定期的に施設の修繕や備品の整備を実施する。	自然体験や宿泊をとおして自主性、協調性、創造性を育む	小学校：24校 中学校：9校 計：33校受入	評価：A 小学校：24校 中学校：9校 計：33校受入 計画通り実行できた。	小学校：24校 中学校：9校 計：33校受入	教育委員会	自然体験交流センター	H23
7013-01	総合教育研究事業の推進	いじめ問題を含む、時代の要請に応じた様々な教育課題についての調査・研究を行い、学校・家庭・地域及び関係各機関と連携して鹿沼市の教育を総合的に推進する。また、教育関係職員のための研修、教育情報の提供等に取り組む。	教育関係職員の研修会の実施、教育相談の充実、教育情報の提供を行う。また、各課における調査研究内容の立案とその推進、更にその進捗状況を総合教育研究所所員会議において確認、審議する。	Q-U対応専門研修会参加人数 ※QUとは児童生徒を対象にした「楽しい学校生活を送るためのアンケート」であり、心理検査である。児童生徒が不適応感や冷やかしなどを受けているかなどを把握することができ、対応することができる。	・Q-U研修会参加人数：34人 ・不登校担当者研修会参加人数：34名 ・不登校対策会議：12回	評価：B ・Q-U研修会参加人数：21人 ・不登校担当者研修会参加人数：34名 ・不登校対策会議：10回	・Q-U研修会参加人数：34人 ・不登校担当者研修会参加人数：34名 ・不登校対策会議：12回	教育委員会	総合教育研究所	H23

施策の方向 ④ 虐待や貧困などを早期に発見し、子どもや保護者への指導、支援が出来るよう、学校の相談活動の充実と関係機関との連携を強化し、保護、アフターケアに至るまでの総合的な支援を推進します。

124-04	人権啓発事業の推進 (啓発業務)【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊さと平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施。 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布。 ・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施 ・人権啓発講座の実施 ・広報誌、ホームページで啓発	・人権講演会を開催 ・街頭啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施	評価：A ・「ときめき鹿沼」において講演会開催(2/22、参加者189名) ・ウエルフェアかぬま、ふるさとあわの秋まつり会場や市内の大型店舗において啓発物資の配布を実施 ・8月に図書館本館、情報センター1階、市役所1階において人権パネル展を実施	・人権講演会を開催 ・街頭啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
1311-01	健康教育・健康相談	保護者が、子どもの成長・発達を理解し、安心して育児ができるよう支援することを目的とする。	<健康教育> ・離乳食教室 ・2歳児教室 <健康相談> ・発達相談 ・乳幼児健康相談 ・妊産婦健康相談	妊娠届出時の専門職による面接実施率	妊娠届出時の専門職による面接実施率100%	評価：A 妊娠届出時の専門職による面接実施率100%	妊娠届出時の専門職による面接実施率100%	保健福祉部	健康課	H24

施策の方向 ⑤ 学校、家庭、地域社会等の全体で子育て支援をするため、啓発活動を推進し、子育てに関する市民の意識を醸成します。

124-04	人権啓発事業の推進 (啓発業務)【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊さと平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施。 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布。 ・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施 ・人権啓発講座の実施 ・広報誌、ホームページで啓発	・人権講演会を開催 ・街頭啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施	評価：A ・「ときめき鹿沼」において講演会開催(2/22、参加者189名) ・ウエルフェアかぬま、ふるさとあわの秋まつり会場や市内の大型店舗において啓発物資の配布を実施 ・8月に図書館本館、情報センター1階、市役所1階において人権パネル展を実施	・人権講演会を開催 ・街頭啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
--------	-------------------------	---	--	---	---------------------------------------	---	---------------------------------------	-----	------------	-----

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	令和6年度活動指標目標	令和6年度活動指標実績	令和7年度活動指標目標	部	課	掲載年度
評価の目安 A：達成 (100%) B：概ね達成 (80%) C：普通 (50%) D：要検討 (30%) E：未達成 (0%)										
193-01	児童虐待防止対策・養育支援(周知事業)	・家庭における適切な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図る。 ・虐待の発生予防、早期発見・早期対応、さらに、虐待の再発防止に努め、子どもの権利擁護を図る。 ・市民一人ひとりの児童虐待の防止についての意識向上を図る。 ・ヤングケアラーの支援を推進する。	・家庭相談員が家庭における児童の様々な相談に応じ、助言・指導、また、家庭の様子を確認する。 ・要保護児童対策ネットワーク会議による関係機関の連携を強化する。 ・広報紙やホームページなどを活用した児童虐待防止やヤングケアラーに関する周知啓発を行う。	11月の児童虐待防止推進月間等の周知	・広報かめま等に掲載、ポスター掲示	評価：A 広報かめま(8月号)においてヤングケアラーに関する市民の認知度を高めた。 市内全中学校を巡回し、啓発及び支援マニュアルを配布した。	・広報かめま等に掲載、ポスター掲示	こども未来部	こども・家庭サポートセンター	H22

施策の方向 ⑥ 子育てについての悩みや不安軽減に対する施策として、相談や情報提供、交流機会の提供など、子育て支援の充実を図り、人材育成も視野に入れた取り組みに努めてまいります。

124-05	人権擁護活動の推進(相談業務)	すべての鹿沼市民の人権が尊重される明るい社会の実現のため、宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵害事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・人権擁護委員による人権相談の開設	・毎月第2木曜日の10:00～15:00に開設 ・人権週間(12/4～10日)に併せ相談所開設	評価：A 毎月第2木曜日10:00～15:00に相談窓口を開設した。 (合計12回 相談件数1件) ・12/12に特設人権なんでも相談所を開設	・毎月第2木曜日の10:00～15:00に開設 ・人権週間(12/4～10日)に併せ相談所開設	市民部	人権・男女共同参画課	H22
1311-01	健康教育・健康相談【再掲】	保護者が、子どもの成長・発達を理解し、安心して育児ができるよう支援することを目的とする。	<健康教育> ・離乳食教室 ・2歳児教室 <健康相談> ・発達相談 ・乳幼児健康相談 ・妊産婦健康相談	妊娠届出時の専門職による面接実施率	妊娠届出時の専門職による面接実施率100%	評価：A 妊娠届出時の専門職による面接実施率100%	妊娠届出時の専門職による面接実施率100%	保健福祉部	健康課	H24
192-01	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター、つどいの広場を設置し、子育て家庭に対する育児相談、情報提供、助言、指導を実施することにより育児支援を行う。	親子の遊び場の提供、地域の実情に応じた交流事業や相談事業を実施する。	・地域子育て支援センター運営：4箇所 ・つどいの広場運営：1箇所	・地域子育て支援センター 4箇所利用者数(延べ)15,000人 ・つどいの広場利用者数2,000人	評価：B ・育児相談、助言、指導等により、育児支援が実施できた。 ・支援センター4か所利用者数(延べ)10,665人(1月末時点) ・つどいの広場利用者数(延べ)1,673人(1月末時点)	・地域子育て支援センター 4か所利用者数(延べ)15,000人 ・つどいの広場利用者数2,000人	こども未来部	保育課	H22
193-02	児童虐待防止対策・養育支援(実施事業)	・家庭における適切な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図る。 ・虐待の発生予防、早期発見・早期対応、さらに、虐待の再発防止に努め、子どもの権利擁護を図る。 ・市民一人ひとりの児童虐待の防止についての意識向上を図る。 ・ヤングケアラーの支援を推進する。	・家庭相談員が家庭における児童の様々な相談に応じ、助言・指導、また、家庭の様子を確認する。 ・要保護児童対策ネットワーク会議による関係機関の連携を強化する。 ・広報紙やホームページなどを活用した児童虐待防止やヤングケアラーに関する周知啓発を行う。	・家庭相談員による適切な相談の実施 ・要保護児童対策ネットワーク会議の開催	・相談対応件数：4,000件 ・会議5回開催	評価：A 相談のあったケースについてもれなく対応できた。 ・相談対応件数3,848件 ・会議5回開催	・相談対応件数：4,000件 ・会議5回開催	こども未来部	こども・家庭サポートセンター	H22

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	令和6年度活動指標目標	令和6年度活動指標実績	令和7年度活動指標目標	部	課	掲載年度
評価の目安 A：達成 (100%) B：概ね達成 (80%) C：普通 (50%) D：要検討 (30%) E：未達成 (0%)										
193-03	ひとり親家庭福祉対策	・経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭の生活の自立を図る。	・母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の就労や生活の自立に関する相談・支援を実施する。	母子・父子自立支援員による相談の実施	相談対応件数:960件	評価:A 相談のあったケースについてもれなく対応できた。 ・相談対応件数:974件	相談対応件数:960件	こども未来部	ポイント・家庭サ	H22

施策の方向 ⑦ ボランティア活動等の地域社会への参加活動など、様々な体験を通して人権尊重の精神と社会の一員としての役割の自覚を促すとともに、子どもの健全育成に努めます。

7012-02	わくわくネーチャー事業の推進	自然体験や社会体験、生活体験を提供し、子供たちの豊かな人間性を育むことを目的とする。	小中学生対象の「かめまっ子わくわくキャンプ」や家族対象の「森の教室」事業などの各種体験活動を実施する。	親子のふれあいや長期宿泊をとおして自立心や助け合いの心を養う	・森の教室:3回 ・かめまっ子わくわくキャンプ:1回	評価:A ・森の教室:3回 ・かめまっ子わくわくキャンプ:1回 計画通り実行できた。	・かめまっ子わくわくキャンプ:1回 ・森の教室:3回	教育委員会	タ自然体験交流セン	H23
1253-02	南部地区会館事業の推進(子どもの集い)	基本的人権を尊重し、同和問題を始める様々、な人権問題を解決するために、住民の人権意識の高揚、健康の増進及び生活文化の振興を図ることを目的とする。	南部地区会館において各種講座等を開催し、人権に対する正しい認識と理解を得るために、人権教育・人権啓発を行いながら、地域住民との交流を深める。	・人権教育指導者専門講座参加人数	参加者数:25人以上	評価:A 「夏休み課題支援」として親子による講座を開催(25名)	延参加者数 20人以上	市民部	(人権・地区会館共同参画課)	H22
703-03	青少年の自立支援	青少年ボランティアリーダー教室などの事業を活用し、幅広い視野を備えた人材育成を計画的に実施する。また、その学びの成果を活かせる活動を支援する。	ボランティア活動に関する講座を開催し地域活動を促進するとともにボランティア活動を実践する青少年団体(kavy)活動を支援する。	・ボランティア活動に関する講座開催数	1講座以上	評価:A 6月23日～9月8日までの期間で、計7回の青少年ボランティアリーダー教室を開催した。	1講座以上	教育委員会	生涯学習課	H22

施策の方向 ⑧ 保育園、幼稚園、認定こども園等においても、人権を大切にする心を育てる保育、教育に努めます。

192-02	保育サービスの充実	保育指針に基づき、人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを養う。	保育士等の人権意識の向上を図るため、研修や講習会に参加する。	研修や講習会へ参加	受講者数 100人	評価:A 研修に参加し、スキルや知識を高めることができた。 受講者数:248人	受講者数 100人	こども未来部	保育課	H22
--------	-----------	--	--------------------------------	-----------	-----------	---	-----------	--------	-----	-----

施策の方向 ⑨ 児童虐待の禁止や、虐待が子どもに及ぼす影響など、広報、啓発活動を推進します。

124-04	人権啓発事業の推進(啓発業務)【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊厳と平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施。 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布。 ・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施 ・人権啓発講座の実施 ・広報誌、ホームページで啓発	・人権講演会の開催 ・街頭啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施	評価:A ・「ときめき鹿沼」において講演会開催(2/22、参加者189名) ・ウエルフェアかめま、ふるさとあわの秋まつり会場や市内の大型店舗において啓発物資の配布を実施 ・8月に図書館本館、情報センター1階、市役所1階において人権パネル展を実施	・人権講演会の開催 ・街頭啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
193-01	児童虐待防止対策・養育支援(周知事業)【再掲】	・家庭における適切な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図る。 ・虐待の発生予防、早期発見・早期対応、さらに、虐待の再発防止に努め、子どもの権利擁護を図る。 ・市民一人ひとりの児童虐待の防止についての意識向上を図る。 ・ヤングケアラーの支援を推進する。	・家庭相談員が家庭における児童の様々な相談に応じ、助言・指導、また、家庭の様子を確認する。 ・要保護児童対策ネットワーク会議による関係機関の連携を強化する。 ・広報紙やホームページなどを活用した児童虐待防止やヤングケアラーに関する周知啓発を行う。	11月の児童虐待防止推進月間等の周知	・広報かめま等に掲載、ポスター掲示	評価:A 広報かめま(8月号)においてヤングケアラーに関する市民の認知度を高めた。 市内全中学校を巡回し、啓発及び支援マニュアルを配布した。	・広報かめま等に掲載、ポスター掲示	こども未来部	こども・家庭サポートセンター	H22

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
------	-----	-------	-------	--------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	----------

評価の目安

A: 達成	(100%)
B: 概ね達成	(80%)
C: 普通	(50%)
D: 要検討	(30%)
E: 未達成	(0%)

施策の方向 ⑩ 子どもの貧困対策として、本市の状況に応じた施策を検討し、貧困の世代間連鎖の防止に努めます。

193-06	子どもの貧困対策	・子どもの将来が、その生まれ育った家庭の事情に左右されることが、また世代を超えて貧困が連鎖することの防止を図る。	・こどもみらい基金を活用し、子ども食堂開設支援や緊急時の物資提供など生活困窮に対する支援、また自立のための金銭支援を行う。 ・子どもの貧困対策として、効果的な施策の実施のための庁内検討・連携を図る。	生活困窮家庭への緊急支援、及び自立支援の実施	緊急支援・自立支援：計10件	評価：A ・緊急支援・自立支援13件 全ての支援対象者に対し、支障なく支援を実施することができた。	緊急支援・自立支援：計10件	こども未来部	こども・家庭サポートセンター	H22
--------	----------	--	--	------------------------	----------------	---	----------------	--------	----------------	-----

施策の方向 ⑪ ヤングケアラーに関する周知啓発、及び、早期発見・把握に努め、支援策を推進します。

193-01	児童虐待防止対策・養育支援(周知事業)【再掲】	・家庭における適切な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図る。 ・虐待の発生予防、早期発見・早期対応、さらに、虐待の再発防止に努め、子どもの権利擁護を図る。 ・市民一人ひとりの児童虐待の防止についての意識向上を図る。 ・ヤングケアラーの支援を推進する。	・家庭相談員が家庭における児童の様々な相談に応じ、助言・指導、また、家庭の様子を確認する。 ・要保護児童対策ネットワーク会議による関係機関の連携を強化する。 ・広報紙やホームページなどを活用した児童虐待防止やヤングケアラーに関する周知啓発を行う。	11月の児童虐待防止推進月間等の周知	・広報かめま等に掲載、ポスター掲示	評価：A 広報かめま(8月号)においてヤングケアラーに関する市民の認知度を高めた。 市内全中学校を巡回し、啓発及び支援マニュアルを配布した。	・広報かめま等に掲載、ポスター掲示	こども未来部	こども・家庭サポートセンター	H22
193-02	児童虐待防止対策・養育支援(実施事業)【再掲】	・家庭における適切な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図る。 ・虐待の発生予防、早期発見・早期対応、さらに、虐待の再発防止に努め、子どもの権利擁護を図る。 ・市民一人ひとりの児童虐待の防止についての意識向上を図る。 ・ヤングケアラーの支援を推進する。	・家庭相談員が家庭における児童の様々な相談に応じ、助言・指導、また、家庭の様子を確認する。 ・要保護児童対策ネットワーク会議による関係機関の連携を強化する。 ・広報紙やホームページなどを活用した児童虐待防止やヤングケアラーに関する周知啓発を行う。	・家庭相談員による適切な相談の実施 ・要保護児童対策ネットワーク会議の開催	・相談対応件数：4,000件 ・会議5回開催	評価：A 相談のあったケースについてもれなく対応できた。 ・相談対応件数3,848件 ・会議5回開催	・相談対応件数：4,000件 ・会議5回開催	こども未来部	こども・家庭サポートセンター	H22

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	令和6年度活動指標目標	令和6年度活動指標実績	令和7年度活動指標目標	部	課	掲載年度
------	-----	-------	-------	----------------------	-------------	-------------	-------------	---	---	------

評価の目安

A：達成	(100%)
B：概ね達成	(80%)
C：普通	(50%)
D：要検討	(30%)
E：未達成	(0%)

第2章 3 高齢者

施策の方向 ① 「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)に基づき、地域包括支援センター、在宅介護支援センターを中心とした、高齢者虐待についての相談体制の充実を努めます。

134-01	地域包括ケアシステムの推進	高齢者が、介護保険の要介護状態等となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を送れるよう支援する。	1地域包括支援センターの運営 (1)総合相談支援 (2)権利擁護 (3)包括的・継続的ケアマネジメント支援 2地域支援事業の充実 (1)在宅医療介護連携 (2)生活支援体制整備 (3)認知症総合支援 (4)地域ケア会議推進 3高齢者地域支援の推進 (1)家族介護支援 (2)その他	・(総合相談のうち)高齢者虐待等権利擁護に関する相談 ・高齢者の権利擁護に関する研修会の開催	・総合相談件数:8,000件(内、高齢者虐待等に関する相談:300件) ・高齢者の権利擁護に関する研修会:1回	評価:A ・総合相談件数:8,898件(内、高齢者虐待等に関する相談:300件) ・高齢者の権利擁護に関する研修会:1回 177人	・総合相談件数:8,000件(内、高齢者虐待等に関する相談:300件) ・高齢者の権利擁護に関する研修会:1回	保健福祉部	高齢福祉課	H22
--------	---------------	--	---	---	--	---	--	-------	-------	-----

施策の方向 ② 高齢者の持っている能力を積極的に地域社会に生かしていけるよう高齢者自身の生きがいと健康づくりを基礎として、地域の福祉や就業活動への積極的な参加を支援します。

134-03	高齢者の社会活動の舞台づくり	老人クラブの健全育成と老後の生きがいづくりを充実させ福祉の増進を図る。また、シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の就業機会を創出する。	・「老人クラブの活動と組織強化への支援」 ・鹿沼市老人クラブ連合会及び、単位老人クラブに補助金を交付し財政的支援を行うとともに、鹿沼市老人クラブ連合会が行う事業に対し支援を行う。 ・「シルバー人材センターの運営支援」 シルバー人材センターに運営補助金の交付と運営資金の貸付を行う。	老人クラブ数の推移	老人クラブ数:70	評価:B 66クラブ	老人クラブ数:70	保健福祉部	高齢福祉課	H23
134-04	高齢者の生きがいづくり(ほっとサロン(高齢者生きがい支援事業))	今後ますます高齢化が進展することを踏まえ、高齢者の社会参加と生きがいづくり施策等の充実を図る。	・ほっとホーム・ほっとサロンの運営を支援し高齢者の心身の健康の維持をはかる。	ほっとサロン事業補助団体数 ※R4年度までは委託	85団体ー通所B移行20団体＋R6新規2団体	評価:B 補助団体数70団体	70団体+R7新規2団体	保健福祉部	高齢福祉課	H23

施策の方向 ③ 高齢であっても、心身ともに健康に過ごせるよう、生活の自立支援や介護予防のための施策を進め介護の仕方や身の回りのこと、各種福祉サービス、認知症など判断能力が十分でない高齢者への権利擁護に関する相談体制の充実を図ります。

124-05	人権擁護活動の推進(相談業務)【再掲】	すべての鹿沼市民の人権が尊重される明るい社会の実現のため、手郡宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵害事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・人権擁護委員による人権相談の開設	・毎月第2木曜日の10:00-15:00に開設 ・人権週間(12/4～10日)に併せ相談所開設	評価:A 毎月第2木曜日10:00～15:00に相談窓口を開設した。(合計12回 相談件数1件) ・12/12に特設人権なんでも相談所を開設	・毎月第2木曜日の10:00-15:00に開設 ・人権週間(12/4～10日)に併せ相談所開設	市民部	人権・男女共同参画課	H22
134-01	地域包括ケアシステムの推進【再掲】	高齢者が、介護保険の要介護状態等となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を送れるよう支援する。	1地域包括支援センターの運営 (1)総合相談支援 (2)権利擁護 (3)包括的・継続的ケアマネジメント支援 2地域支援事業の充実 (1)在宅医療介護連携 (2)生活支援体制整備 (3)認知症総合支援 (4)地域ケア会議推進 3高齢者地域支援の推進 (1)家族介護支援 (2)その他	・(総合相談のうち)高齢者虐待等権利擁護に関する相談 ・高齢者の権利擁護に関する研修会の開催	・総合相談件数:8,000件(内、高齢者虐待等に関する相談:300件) ・高齢者の権利擁護に関する研修会:1回	評価:A ・総合相談件数:8,898件(内、高齢者虐待等に関する相談:300件) ・高齢者の権利擁護に関する研修会:1回 177人	・総合相談件数:8,000件(内、高齢者虐待等に関する相談:300件) ・高齢者の権利擁護に関する研修会:1回	保健福祉部	高齢福祉課	H22

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
評価の目安 A：達成 (100%) B：概ね達成 (80%) C：普通 (50%) D：要検討 (30%) E：未達成 (0%)										
施策の方向 ④ 在宅福祉を基本として、必要な介護サービス基盤の整備を進めるとともに、介護サービスの充実と強化を図り、高齢者が可能な限り自立した生活を送ることができ、また、家族介護者への支援が図られるような環境づくりを推進します。										
135-01	地域密着型サービスの計画的な整備	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう介護基盤の計画的整備を促進し、もって地域の介護拠点づくりを進める。	介護保険事業計画に基づくグループホーム(認知症対応型共同生活介護)や小規模多機能居宅介護施設等の整備を促進するため、整備事業者の公募を実施し、事業者の参入促進を図る。	高齢者となってもいつまでも安心して暮らせるよう、適正なサービス提供ができるサービス事業所の整備を促進する。	介護保険事業計画が第9期に変わり、介護老人福祉施設(広域型特別養護老人ホーム)の新規30床と認知症共同生活介護事業所(グループホーム)2ユニット18床を予定している。	評価：E 1事業所の応募があったが、法人等選定審査委員会の審議の結果、選定には至らなかった。	第9期介護保険事業計画に基づき、介護老人福祉施設(広域型特別養護老人ホーム)の新規40床と認知症共同生活介護事業所(グループホーム)2ユニット18床を予定している。	保健福祉部	介護保険課	H22
施策の方向 ⑤ 高齢者の生活に適した住宅、道路、公園、日常生活の安全管理対策を進めます。										
123-01	生活交通の確保・維持改善	日常生活用具付、移動支援、コミュニケーション支援、日中一時支援等	リーバス及び民間不採算路線バスへの経費補助 リーバス、デマンドバスの運行の適正化 地域公共交通活性化協議会の開催等	交通空白地帯の解消	公共交通人口カバー率97.1%	評価：C 栗野地区の交通結節点化及び南摩地区のバス運行形態の変更を行ったものの、公共交通人口カバー率は現状維持となった。	公共交通人口カバー率97.1%	市民部	生活課	H22
123-02	消費者に対する普及啓発	多様化・複雑化する消費者被害を未然に防ぐため、地域における消費啓発ボランティアの活動を支援し、消費者の自立支援に努める。	高齢消費者への啓発活動(講演会・講座等の開催)	高齢者の日常生活における消費者被害	高齢者への出前講座5回以上または参加者数100名以上	評価：A 高齢者向けの出前講座を9回実施した。 参加者数198人	高齢者への出前講座5回以上または参加者数100名以上	市民部	生活課	H27
167-01	道路環境の維持管理(舗装改修)	舗装の効果的、効率的、計画的な補修を行い、市民や道路利用者の安全で快適な道路空間を確保する	舗装修繕計画に基づき、幹線道路の舗装改修を実施する。	舗装修繕計画に基づく幹線道路の舗装を改修した延長	舗装改修延長 L=2,000m	評価：A L=2,840m	舗装改修延長 L=2,000m	都市建設部	維持課	H26
166-01	住宅総合相談	住宅リフォームや耐震相談、新エネルギーシステム設置等、各部にわたる住宅への施策の紹介や受付等が出来る相談窓口を設置することで市民の利便性向上を図る。	耐震相談やリフォーム相談、高齢者向け住宅情報、市営・県営住宅等の情報、国県市等が行う住宅関係補助事業等の情報提供や相談窓口の紹介を行う。 リフォーム相談に関しては、栃木県建築士会鹿沼支部との協定に基づきリフォームアドバイザー派遣を行う。	・耐震相談窓口。 ・リフォーム相談窓口。 ・高齢者等居住安定化推進事業の一環として、高齢者向け住宅の情報提供。 ・市営住宅、県営住宅等の情報提供。 ・市や県、国などで行っている住宅関係補助事業の情報提供。	・リフォームの相談内容に応じた適切な対応。リフォーム補助の交付件数：125件。 ・国や他部局等が行っている補助制度の案内。 ・住宅困窮者への県市営住宅の案内や福祉部局、居住支援法人との連携による包括支援の実施。	評価：A 相談内容に応じた適切な対応。国や他部局が行っている補助制度の案内も実施した。市民だけでなく、市内の不動産業者へ国県の補助や制度の周知も行った。リフォーム補助金の交付件数は130件となった。	・リフォームの相談内容に応じた適切な対応。リフォーム補助の交付件数：125件。 ・国や他部局等が行っている補助制度の案内。 ・住宅困窮者への県市営住宅の案内や福祉部局、居住支援法人との連携による包括支援の実施。	都市建設部	建築課	H23
施策の方向 ⑥ 地域の支え合いによる見守り体制の充実を図ります。また、高齢者の生活を支援する地域の担い手を育成します。										
134-02	高齢者地域支援事業の推進	高齢者が、介護保険の要介護状態等となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を送れるよう支援する。	1地域包括支援センターの運営 (1)総合相談支援 (2)権利擁護 (3)包括的・継続的ケアマネジメント支援 2地域支援事業の充実 (1)在宅医療介護連携 (2)生活支援体制整備 (3)認知症総合支援 (4)地域ケア会議推進 3高齢者地域支援の推進 (1)家族介護支援 (2)その他	・高齢者の権利擁護や認知症施策に関する研修会の開催	・認知症サポーター養成講座：18回(330人)	評価：A ・認知症サポーター養成講座：17回(759人)	・認知症サポーター養成講座：18回(330人)	保健福祉部	高齢福祉課	H22
1512-01	ごみ収集処理	家庭から出るごみの処理は、市の責務であり、他者の支援が得られず、家庭ごみをごみステーションに出すことが困難な方の支援をする。	自宅を週1回訪問して、ごみ収集と安否確認をする。	自宅を訪問してのごみ収集と安否確認	戸別収集 95戸 安否確認 95戸	評価：A 戸別収集 95戸 安否確認 95戸	戸別収集 96戸 安否確認 96戸	環境部	資源循環課	H28

事業表

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
------	-----	-------	-------	--------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	----------

評価の目安

A：達成	(100%)
B：概ね達成	(80%)
C：普通	(50%)
D：要検討	(30%)
E：未達成	(0%)

施策の方向 ⑦ 地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、関係機関・関係団体と連携し、地域住民やボランティアなどの参加を得て、地域共生社会の実現に向けて取り組みます。

134-02	高齢者地域支援事業の推進【再掲】	高齢者が、介護保険の要介護状態等となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を送れるよう支援する。	1地域包括支援センターの運営 (1)総合相談支援 (2)権利擁護 (3)包括的・継続的ケアマネジメント支援 2地域支援事業の充実 (1)在宅医療介護連携 (2)生活支援体制整備 (3)認知症総合支援 (4)地域ケア会議推進 3高齢者地域支援の推進 (1)家族介護支援 (2)その他	・高齢者の権利擁護や認知症施策に関する研修会の開催	・認知症サポーター養成講座：18回(330人)	評価：A ・認知症サポーター養成講座：17回(759人)	・認知症サポーター養成講座：18回(330人)	保健福祉部	高齢福祉課	H22
134-04	高齢者の生きがいづくり(ほっとサロン(高齢者生きがい支援事業))【再掲】	今後ますます高齢化が進展することを踏まえ、高齢者の社会参加と生きがいづくり施策等の充実を図る。	・ほっとホーム・ほっとサロンの運営を支援し高齢者の心身の健康の維持をはかる。	ほっとサロン事業補助団体数 ※R4年度までは委託	85団体ー通所B移行20団体＋R6新規2団体	評価：B 補助団体数70団体	70団体＋R7新規2団体	保健福祉部	高齢福祉課	H23

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	令和6年度活動指標目標	令和6年度活動指標実績	令和7年度活動指標目標	部	課	掲載年度
------	-----	-------	-------	----------------------	-------------	-------------	-------------	---	---	------

評価の目安

A：達成	(100%)
B：概ね達成	(80%)
C：普通	(50%)
D：要検討	(30%)
E：未達成	(0%)

第2章 4 障がいのある人

施策の方向 ① 学校教育活動全体を通じて、障害のある人に対する正しい認識と理解、社会的な支援や介助・福祉の問題について理解を深めさせる教育の充実に努めます。

702-01	人権教育の推進【再掲】	すべての学校において人権教育が組織的・計画的に推進されるよう、推進体制の整備充実を行う。	・各学校における人権教育の組織的・計画的な推進に向けた支援（研修会の実施・学校訪問等）。 ・児童生徒及び教職員の人権尊重精神の高揚を図るための取組（研修会・講演会の実施等）。 ・児童生徒・家庭・地域への啓発（人権教育啓発資料の作成、及び活用等）。 ・東日本大震災による被災地の児童生徒数の把握	・人権教育年間計画の整備 ・人権教育研修会の実施 ・人権教育講演会の実施 ・人権教育指導資料の活用	・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：34校	評価：B ・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：23校 ・人権教育資料活用：33校	・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：34校	教育委員会	学校教育課	H22
--------	-------------	--	---	--	---	---	---	-------	-------	-----

施策の方向 ② 障がいのある児童生徒が、自らの良さや可能性などを生かし、持っている力を十分に発揮できるよう障がいに応じた適切な指導を推進します。また、障がいの有無に関わらず、共に育ち学ぶ教育が受けられる環境整備を進めることで、インクルーシブ教育システムの充実に努めます。

193-04	あおば園の運営	言葉や発達に支援の必要な就学前の児童に対する通園施設として、基本的な生活習慣の指導や集団訓練を通して生活経験を豊かにし、障害児童の継続的な支援を図っていくため。	基本的な生活習慣の指導のために個別指導・集団指導を実施するとともに、専門指導者による療育訓練を実施する。療育内容（専門指導の実施）発達相談（臨床心理士、小児科医による）、言語療法、理学療法、音楽療法、作業療法、内科検診、歯科検診	・児童福祉法に規定する「児童発達支援事業」 ・「障害児相談支援事業」	・「児童発達支援事業」 ・専門指導の実施：252件 ・施設利用の拡充（登録児童数）：143人 ・「障害児相談支援事業」143件 ・「障害児相談支援事業」130件	評価：B ・専門指導の実施：243件 ・施設利用の拡充（登録児童数）：143人 ・「障害児相談支援事業」143件 おおむね目標を達成することができた。	・「児童発達支援事業」 ・専門指導の実施：252件 ・施設利用の拡充（登録児童数）：130人 ・「障害児相談支援事業」130件	こども未来部	こども・家庭サポートセンター	H22
702-05	インクルーシブ教育システムの構築	インクルーシブ教育システムの構築に向け、教員の専門性の向上を図る。	・インクルーシブ教育システム構築に向けた研修会の実施 ・教育支援研修会の実施 ・鹿沼市教育支援委員会の定期的な開催	インクルーシブ教育システム構築に向けた研修会の参加人数	・インクルーシブ教育研修会（全小中学校）：1回 ・教育支援研修会：1回 ・鹿沼市教育支援委員会：6回	評価：B ・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：23校 ・人権教育資料活用：33校	・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：34校	教育委員会	学校教育課	H29

施策の方向 ③ 市民が、障がい及び障がいのある人に対しての正しい認識と理解を深めるよう社会教育関係機関・団体等における福祉・人権教育の充実を図ると共に、障がいのある人が、学習講座などに参加できるように環境を整えます。

124-12	人権擁護活動の推進（委員研修業務）	すべての鹿沼市民の人権が尊重される明るい社会の実現のため、宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・人権に関わりの深い特定職業従事施設等への視察及び人権関連機関による研修の受講	・人権擁護委員のための研修の実施	人権擁護委員研修：年3回	評価：A 7月、11月、1月に研修会を開催	人権擁護委員研修：年3回	市民部	人権・男女共同参画課	H23
133-01	障がい者の地域生活支援	障がい者が社会参加を目指すうえで障がいとなる事項の解消を図る。 ・日常生活用具給付 ・移動支援 ・意思疎通支援 ・日中一時支援等	直接実施 申請者から申請を受け支給決定を行う。 ・生活しやすい日常生活用具の給付 ・移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター運営・福祉タクシー券交付 ・相談支援事業委託 ・スポーツ教室、スポーツ大会の開催 ・手話通訳、要約筆記派遣及び養成講座の開催 ・歩行訓練、生活訓練事業委託 ・障がい者団体運営の支援	適切な支給決定	適切な支給決定	評価：A ・各給付内容について適切に支給決定を行えた。 ・相談支援業務に関しては、基幹相談支援センターへ委託した。 ・スポーツ大会については、R6.11にふれあいスポーツ大会を実施した。	申請者から申請を受け支給決定や交付を行う。 ・日常生活用具の給付 ・移動支援、日中一時支援事業の支給決定 ・福祉タクシー券交付その他 ・地域活動支援センター運営委託 ・スポーツ大会の開催 ・歩行訓練、生活訓練事業委託	保健福祉部	障がい福祉課	H22

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
------	-----	-------	-------	--------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	----------

評価の目安

A：達成	(100%)
B：概ね達成	(80%)
C：普通	(50%)
D：要検討	(30%)
E：未達成	(0%)

施策の方向 ④ 教職員等が障がい及び障がいのある人に対する正しい認識と理解を深めるため、各種研修の充実に努めます。

702-01	人権教育の推進【再掲】	すべての学校において人権教育が組織的・計画的に推進されるよう、推進体制の整備充実を行う。	・各学校における人権教育の組織的・計画的な推進に向けた支援（研修会の実施・学校訪問等）。 ・児童生徒及び教職員の人権尊重精神の高揚を図るための取組（研修会・講演会の実施等）。 ・児童生徒・家庭・地域への啓発（人権教育啓発資料の作成、及び活用等）。 ・東日本大震災による被災地の児童生徒数の把握	・人権教育年間計画の整備 ・人権教育研修会の実施 ・人権教育講演会の実施 ・人権教育指導資料の活用	・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：34校	評価：B ・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：23校 ・人権教育資料活用：33校	・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：34校	教育委員会	学校教育課	H22
--------	-------------	--	---	--	---	---	---	-------	-------	-----

施策の方向 ⑤ 障がいのある人となない人が共に理解しながら生活できるよう、学校における交流教育や地域交流・ボランティア活動を促進します。

1512-01	ごみ収集処理【再掲】	家庭から出るごみの処理は、市の責務であり、他者の支援が得られず、家庭ごみをごみステーションに出すことが困難な方の支援をする。	自宅を週1回訪問して、ごみ収集と安否確認をする。	自宅を訪問してのごみ収集と安否確認	戸別収集 95戸 安否確認 95戸	評価：A 戸別収集 95戸 安否確認 95戸	戸別収集 96戸 安否確認 96戸	環境部	資源循環課	H28
702-01	人権教育の推進【再掲】	すべての学校において人権教育が組織的・計画的に推進されるよう、推進体制の整備充実を行う。	・各学校における人権教育の組織的・計画的な推進に向けた支援（研修会の実施・学校訪問等）。 ・児童生徒及び教職員の人権尊重精神の高揚を図るための取組（研修会・講演会の実施等）。 ・児童生徒・家庭・地域への啓発（人権教育啓発資料の作成、及び活用等）。 ・東日本大震災による被災地の児童生徒数の把握	・人権教育年間計画の整備 ・人権教育研修会の実施 ・人権教育講演会の実施 ・人権教育指導資料の活用	・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：34校	評価：B ・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：23校 ・人権教育資料活用：33校	・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：34校	教育委員会	学校教育課	H22

施策の方向 ⑥ 障がいのある人の自立と社会参加を促進し、リハビリテーションの理念とノーマライゼーションの理念を実現するための啓発・広報活動を推進します。

133-01	障がいの者の地域生活支援【再掲】	障がいの者が社会参加を目指すうえで障がいとなる事項の解消を図る。 ・日常生活用具給付 ・移動支援 ・意思疎通支援 ・日中一時支援等	直接実施 申請者から申請を受け支給決定を行う。 ・生活しやすい日常生活用具の給付 ・移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター運営・福祉タクシー券交付 ・相談支援事業委託 ・スポーツ教室、スポーツ大会の開催 ・手話通訳、要約筆記派遣及び養成講座の開催 ・歩行訓練、生活訓練事業委託 ・障がいの者団体運営の支援	適切な支給決定	適切な支給決定	評価：A ・各給付内容について適切に支給決定を行えた。 ・相談支援業務に関しては、基幹相談支援センターへ委託した。 ・スポーツ大会については、R6.11にふれあいスポーツ大会を実施した。	申請者から申請を受け支給決定や交付を行う。 ・日常生活用具の給付 ・移動支援、日中一時支援事業の支給決定 ・福祉タクシー券交付その他 ・地域活動支援センター運営委託 ・スポーツ大会の開催 ・歩行訓練、生活訓練事業委託	保健福祉部	障がい福祉課	H22
--------	------------------	---	---	---------	---------	--	--	-------	--------	-----

施策の方向 ⑦ 障がいのある人の生活の向上を目指し、スポーツ・文化・芸術活動等への参加機会を確保し、障がいのある人の社会参加を支援するとともに自立意識を高めるよう努めます。

133-01	障がいの者の地域生活支援【再掲】	障がいの者が社会参加を目指すうえで障がいとなる事項の解消を図る。 ・日常生活用具給付 ・移動支援 ・意思疎通支援 ・日中一時支援等	直接実施 申請者から申請を受け支給決定を行う。 ・生活しやすい日常生活用具の給付 ・移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター運営・福祉タクシー券交付 ・相談支援事業委託 ・スポーツ教室、スポーツ大会の開催 ・手話通訳、要約筆記派遣及び養成講座の開催 ・歩行訓練、生活訓練事業委託 ・障がいの者団体運営の支援	適切な支給決定	適切な支給決定	評価：A ・各給付内容について適切に支給決定を行えた。 ・相談支援業務に関しては、基幹相談支援センターへ委託した。 ・スポーツ大会については、R6.11にふれあいスポーツ大会を実施した。	申請者から申請を受け支給決定や交付を行う。 ・日常生活用具の給付 ・移動支援、日中一時支援事業の支給決定 ・福祉タクシー券交付その他 ・地域活動支援センター運営委託 ・スポーツ大会の開催 ・歩行訓練、生活訓練事業委託	保健福祉部	障がい福祉課	H22
--------	------------------	---	---	---------	---------	--	--	-------	--------	-----

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
------	-----	-------	-------	--------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	----------

評価の目安

A：達成 (100%)
B：概ね達成 (80%)
C：普通 (50%)
D：要検討 (30%)
E：未達成 (0%)

施策の方向 ⑥ 障がいのある人が安心して自立し社会参加ができるよう、障害者差別解消法に基づき社会的障壁の解消を念頭に置いた施設のバリアフリー化を促進するため、市民、企業等への啓発に努めます。

123-01	生活交通の確保・維持改善【再掲】	日常生活用具給付、移動支援、コミュニケーション支援、日中一時支援等	リーバス及び民間不採算路線バスへの経費補助 リーバス、デマンドバスの運行の適正化 地域公共交通活性化協議会の開催等	交通空白地帯の解消	公共交通人口カバー率97.1%	評価：C 栗野地区の交通結節点化及び南摩地区のバス運行形態の変更を行ったものの、公共交通人口カバー率は現状維持となった。	公共交通人口カバー率97.1%	市民部	生活課	H22
133-01	障がい者の地域生活支援【再掲】	障がい者が社会参加を目指すうえで障がいとなる事項の解消を図る。 ・日常生活用具給付 ・移動支援 ・意思疎通支援 ・日中一時支援等	直接実施 申請者から申請を受け支給決定を行う。 ・生活しやすい日常生活用具の給付 ・移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター運営・福祉タクシー券交付の実施 ・相談支援事業委託 ・スポーツ教室、スポーツ大会の開催 ・手話通訳、要約筆記派遣及び養成講座の開催 ・歩行訓練、生活訓練事業委託 ・障がい者団体運営の支援	適切な支給決定	適切な支給決定	評価：A ・各給付内容について適切に支給決定を行えた。 ・相談支援業務に関しては、基幹相談支援センターへ委託した。 ・スポーツ大会については、R6.11にふれあいスポーツ大会を実施した。	申請者から申請を受け支給決定を行う。 ・生活しやすい日常生活用具の給付 ・移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター運営・福祉タクシー券交付 その他 ・相談支援事業委託 ・スポーツ教室、スポーツ大会の開催	保健福祉部	障がい福祉課	H22
166-02	市有建築物の新築・増改築・改修の設計・監督	社会資本の整備にあたり環境に配慮しながら、市民サービスの向上を目指すことを基本に建築工事の設計を行います。設計にあたっては、イニシャルコストの低減や、ライフサイクルコストの削減、環境に配慮し、使い勝手の良い建築物の建築に努めます。	住環境の整備や福祉サービスの向上を目指す、木造・木質化の推進、バリアフリーの実施、自然エネルギーの活用など、安全で質の高い設計を行います。	・公共建築物の新築・改築・改修計画の際にバリアフリー化を盛り込んだ設計の実施	・公共建築物の新築・改築・改修計画の際にバリアフリー化を盛り込んだ設計の実施	評価：A 積極的にバリアフリー化を盛り込む設計を実施した。	・公共建築物の新築・改築・改修計画の際にバリアフリー化を盛り込んだ設計の実施	都市建設部	建築課	H25

施策の方向 ⑨ 障がいのある人の就業を通じた社会参加、及び経済的自立を促進するため、職業相談の充実と事業主への啓発を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進し、障がいの有無によって分け隔てられないことがないように、雇用と就労機会の拡大に努めます。

133-01	障がい者の地域生活支援【再掲】	障がい者が社会参加を目指すうえで障がいとなる事項の解消を図る。 ・相談支援 ・日常生活用具給付 ・移動支援 ・意思疎通支援 ・日中一時支援等	直接実施 申請者から申請を受け支給決定を行う。 ・生活しやすい日常生活用具の給付 ・移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター運営・福祉タクシー券交付 ・相談支援事業委託 ・スポーツ教室、スポーツ大会の開催 ・手話通訳、要約筆記派遣及び養成講座の開催 ・歩行訓練、生活訓練事業委託 ・障がい者団体運営の支援	適切な支給決定	適切な支給決定	評価：A ・各給付内容について適切に支給決定を行えた。 ・相談支援業務に関しては、基幹相談支援センターへ委託した。 ・スポーツ大会については、R6.11にふれあいスポーツ大会を実施した。	申請者から申請を受け支給決定や交付を行う。 ・日常生活用具の給付 ・移動支援、日中一時支援事業の支給決定 ・福祉タクシー券交付 その他 ・地域活動支援センター運営委託 ・スポーツ大会の開催 ・歩行訓練、生活訓練事業委託	保健福祉部	障がい福祉課	H22
141-02	雇用関係団体との連携	雇用関係団体との情報交換や事業連携を行い、雇用状況の把握と市内企業の雇用促進を図る。	市と関係団体（ハローワーク・鹿沼商工会議所・栗野商工会）で組織する「鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会」により各種事業を実施し、若年者や女性、高齢者、シニア世代の就業機会の拡大を図る。	・関係団体との連携（鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会による事業実施） ・企業への情報提供（国等からのパンフレットの送付）	鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会による各種事業の実施	評価：A 鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会により、「合同企業説明会inかぬま」(6/19)を開催した。 女性とシニア向けに、セミナー(10/31)や個別相談会(11/6)、ミニ面接会(11/20)を開催した。 働き方改革関連セミナー(8/6)でイクボス宣言等の周知を行った。	鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会による各種事業の実施	経済部	産業振興課	H22

事業表

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
------	-----	-------	-------	--------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	----------

評価の目安

A：達成

(100%)

B：概ね達成

(80%)

C：普通

(50%)

D：要検討

(30%)

E：未達成

(0%)

施策の方向 ⑩ 社会福祉協議会との連携により、権利擁護事業の普及を図ると共に、関係機関との連携により、様々な相談体制の充実を図ります。

133-02	障がい者の地域生活支援	判断能力が不十分な方（知的・精神障がい者等）の権利を守るため、成年後見制度の利用を支援する。 ・家庭裁判所への申立て等に要する経費及び家庭裁判所が選任した成年後見人等報酬の助成	4親等以内に申立人が不存在の場合は、市長に申立権が与えられる。	円滑な事務処理	円滑な事務処理	評価：A ・成年後見制度市長申立や、成年後見人報酬助成を行った。	・市長申立の実施 ・家庭裁判所への申立て等に要する経費及び家庭裁判所が選任した成年後見人等報酬の助成	保健福祉部	障がい福祉課	H22
--------	-------------	---	---------------------------------	---------	---------	-------------------------------------	---	-------	--------	-----

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
------	-----	-------	-------	--------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	----------

評価の目安	A：達成	(100%)
	B：概ね達成	(80%)
	C：普通	(50%)
	D：要検討	(30%)
	E：未達成	(0%)

第2章 5 部落差別(同和問題)

① 部落差別(同和問題)をはじめ様々な人権問題に悩む児童生徒を早く察知し的確な指導体制をつくると共に、児童生徒が一人ひとりを大切に、差別や偏見のない人間関係の育成を目指した教育の実践と、基本的人権の尊重を基盤とした教職員の研修や研究体制の充実に努めます。

施策の方向

124-04	人権啓発事業の推進 (啓発業務)【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊さと平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施。 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施。 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布。 ・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施 ・人権啓発講座の実施 ・広報誌、ホームページで啓発	・人権講演会の開催 ・街頭啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施	評価：A ・「ときめき鹿沼」において講演会開催(2/22、参加者189名) ・ウエルフェアかぬま、ふるさとあわの秋まつり会場や市内の大型店舗において啓発物資の配布を実施 ・8月に図書館本館、情報センター1階、市役所1階において人権パネル展を実施	・人権講演会の開催 ・街頭啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
702-01	人権教育の推進【再掲】	すべての学校において人権教育が組織的・計画的に推進されるよう、推進体制の整備充実を行う。	・各学校における人権教育の組織的・計画的な推進に向けた支援(研修会の実施・学校訪問等)。 ・児童生徒及び教職員の人権尊重精神の高揚を図るための取組(研修会・講演会の実施等) ・児童生徒・家庭・地域への啓発(人権教育啓発資料の作成、及び活用等) ・東日本大震災による被災地の児童生徒数の把握	・人権教育年間計画の整備 ・人権教育研修会の実施 ・人権教育講演会の実施 ・人権教育指導資料の活用	・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：34校 ・講演会希望校：23校 ・人権教育資料活用：33校	評価：B ・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：34校	・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：34校	教育委員会	学校教育課	H22
1253-03	南部地区会館事業の推進(人権教育指導者講座)	基本的人権を尊重し、同和問題を始める様々な人権問題を解決するために、住民の人権意識の高揚、健康の増進及び生活文化の振興を図ることを目的とする。	南部地区会館において各種講座等を開催し、人権に対する正しい認識と理解を得るために、人権教育・人権啓発を行いながら、地域住民との交流を深める。	・人権教育指導者専門講座参加人数	参加者数：25人以上	評価：B 講座の内容に「不登校といじめ」問題を入れ教員の関心の高さを感じた(21名)	2回開催	市民部	課人権(南部地区会館参画)	H22

② 生涯にわたって人権に関する学習機会を提供するとともに、人々の相互理解と地域社会への参加促進のため、社会教育施設等での交流事業の充実に努めます。

施策の方向

124-04	人権啓発事業の推進 (啓発業務)【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊さと平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施。 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施。 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布。 ・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施 ・人権啓発講座の実施 ・広報誌、ホームページで啓発	・人権講演会の開催 ・街頭啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施	評価：A ・「ときめき鹿沼」において講演会開催(2/22、参加者189名) ・ウエルフェアかぬま、ふるさとあわの秋まつり会場や市内の大型店舗において啓発物資の配布を実施 ・8月に図書館本館、情報センター1階、市役所1階において人権パネル展を実施	・人権講演会の開催 ・街頭啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
1252-01	隣保館事業の推進	地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための各種事業を総合的に行う。	・生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための各種事業を総合的に行う。 ・住民相互の理解を養い、人権問題に対する理解と認識を高める。	・相談業務の充実 ・高齢者ふれあい事業の充実	相談・友愛訪問活動件数：950件	評価：A 相談・友愛訪問活動件数：980件	相談・友愛訪問活動件数：950件	市民部	課人権(隣保館参画)	H22

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
------	-----	-------	-------	--------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	----------

評価の目安

A：達成	(100%)
B：概ね達成	(80%)
C：普通	(50%)
D：要検討	(30%)
E：未達成	(0%)

施策の方向 ③ 保育園、幼稚園、認定こども園においては、乳幼児一人ひとりの発達過程に応じた保育、教育内容の充実及び、保育士等の人権意識の向上を図るため、人権教育や研修の充実に努めます。更には、関係機関や保護者との連携を図り、人権啓発に努めます。

192-02	保育サービスの充実	保育指針に基づき、人権を大切にする心育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを養う。	保育士等の人権意識の向上を図るため、研修や講習会に参加する。 【再掲】	研修や講習会へ参加	受講者数 100人	評価：A 研修に参加し、スキルや知識を高めることができた。 受講者数：248人	受講者数 100人	こども未来部	保育課	H22
--------	-----------	---	--	-----------	-----------	---	-----------	--------	-----	-----

施策の方向 ④ 市民一人ひとりが部落差別の不当性を正しく理解し、自らが差別や偏見を解消していく主体であると認識するよう、市民各層を対象にした講演会や研修会の開催、広報紙や啓発資料の配布等を通して人権意識の高揚に努めます。

124-06	人権擁護活動の推進（学校啓発業務）	すべての鹿沼市民の人権が尊重される明るい社会の実現のため、宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・人権擁護委員や人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・小学校で人権の花の贈呈を行う。 ・中学校で人権講話を行う。	・人権の花贈呈：5校（板荷小、みなみ小、栗野小、清州第1小、清州第2小） ・人権講話：4校（東中、北大飼中、北押原中、加蘇中）	評価：A ・人権の花贈呈 5校実施 ・人権講話 3校実施	・人権の花贈呈 5校実施 ・人権講話 3校実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
1252-01	隣保館事業の推進【再掲】	地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための各種事業を総合的に行う。	・生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための各種事業を総合的に行う。 ・住民相互の理解を養い、人権問題に対する理解と認識を高める。	・相談業務の充実 ・高齢者ふれあい事業の充実	相談・友愛訪問活動件数：950件	評価：A 相談・友愛訪問活動件数：980件	相談・友愛訪問活動件数：950件	市民部	課人権（隣保館）	H22
1253-04	南部地区会館事業の推進（人権学習総合講座）	基本的な人権を尊重し、同和問題を始める様々な人権問題を解決するために、住民の人権意識の高揚、健康の増進及び生活文化の振興を図ることを目的とする。	南部地区会館において各種講座等を開催し、人権に対する正しい認識と理解を得るために、人権教育・人権啓発を行いながら、地域住民との交流を深める。	・人権学習総合講座（南部地区会館、隣保館利用団体を対象）参加者数	参加者数：20人以上	評価：E ウエルフェアかめまにおける開催を予定していたが、選挙により中止となった	ウエルフェアかめまにおいて講演会を実施	市民部	課人権（南部地区会館）	H22
1253-05	南部地区会館事業の推進（会館だより発行）	基本的な人権を尊重し、同和問題を始める様々な人権問題を解決するために、住民の人権意識の高揚、健康の増進及び生活文化の振興を図ることを目的とする。	・南部地区会館において、民族に関する各種講座等を開催して、人権に対する正しい認識と理解を得るために、人権教育・人権啓発を行いながら、地域住民との交流を深める。	・南部地区会館だよりの発行	年間10回の発行	評価：A 編集委員会を年5回開催し、委員による地元の記事を掲載した。内容も充実してきた。（年10回発行）	年間6回の発行	市民部	課人権（南部地区会館）	H22

施策の方向 ⑤ 基本的人権の尊重の立場に立って、人権擁護機関等と連携し広く市民に啓発活動を展開すると共に、人権相談関連事業の推進に努めます。
また、人権教育・啓発推進県民運動強調月間及び人権週間を重点に、人権尊重思想の普及を図ります。

124-05	人権擁護活動の推進（相談業務）【再掲】	すべての鹿沼市民の人権が尊重される明るい社会の実現のため、宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・人権擁護委員による人権相談の開設	・毎月第2木曜日の10:00～15:00に開設 ・人権週間(12/4～10日)に併せ相談所開設	評価：A 毎月第2木曜日の10:00～15:00に相談窓口を開設した。（合計12回 相談件数1件） ・12/12に特設人権なんでも相談所を開設	・毎月第2木曜日の10:00～15:00に開設 ・人権週間(12/4～10日)に併せ相談所開設	市民部	人権・男女共同参画課	H22
124-06	人権擁護活動の推進（学校啓発業務）【再掲】	すべての鹿沼市民の人権が尊重される明るい社会の実現のため、宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・人権擁護委員や人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・小学校で人権の花の贈呈を行う。 ・中学校で人権講話を行う。	・人権の花贈呈：5校（板荷小、みなみ小、栗野小、清州第1小、清州第2小） ・人権講話：4校（東中、北大飼中、北押原中、加蘇中）	評価：A ・人権の花贈呈 5校実施 ・人権講話 3校実施	・人権の花贈呈 5校実施 ・人権講話 3校実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	令和6年度活動指標目標	令和6年度活動指標実績	令和7年度活動指標目標	部	課	掲載年度
評価の目安 A：達成 (100%) B：概ね達成 (80%) C：普通 (50%) D：要検討 (30%) E：未達成 (0%)										
124-09	人権啓発事業の推進(関係機関との連携)	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊さと平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施。 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施。 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布。 ・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・広報誌、ホームページで関係機関を紹介 ・人権問題に対し関係機関と連絡調整を行う。	・街頭啓発活動：2回(11/16・12/1) ・パネル展を8月からの3週間実施(図書館本館、情報センター、行政棟) ・パネル展を12月の人権週間に合わせ実施 ・6月、8月、11月、2月号広報掲載及びHPに掲載	評価：A ・街頭啓発活動：2回実施 (11/24・12/1) ・パネル展を8月からの3週間実施(図書館本館、情報センター、行政棟) (図書館本館、情報センター、行政棟) ・パネル展を12月の人権週間に合わせ実施 ・6月、8月、2月、3月号広報掲載及びHPに掲載 ・人権の花贈呈5校実施 ・人権講話3校実施	・街頭啓発活動：2回(11/16・11/30) ・パネル展を8月からの3週間実施(図書館本館、情報センター、行政棟) ・パネル展を12月の人権週間に合わせ実施 ・6月、8月、11月、2月号広報掲載及びHPに掲載 ・人権の花贈呈5校実施 ・人権講話3校実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
1252-01	隣保館事業の推進【再掲】	地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための各種事業を総合的に行う。	・生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための各種事業を総合的に行う。 ・住民相互の理解を養い、人権問題に対する理解と認識を高める。	・相談業務の充実 ・高齢者ふれあい事業の充実	相談・友愛訪問活動件数：950件	評価：A 相談・友愛訪問活動件数：980件	相談・友愛訪問活動件数：950件	市民部	課(人権・隣保館・男女共同参画)	H22

施策の方向 ⑥ 部落差別(同和問題)解決を阻害する「えせ同和行為」については、問題の解決を口実に不法・不当な行為や要求を行うもので、これまで部落差別(同和問題)解決のための活動の印象を損ね、妨害する悪質な行為であるとして、関係行政機関、企業、団体等と連携し排除に努めます。

124-07	人権啓発事業の推進(同和対策-啓発)	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊さと平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施。 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施。 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布。 ・人権擁護委員や人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実	・「えせ同和対策」パンフレット等の配布 ・人権啓発講座の実施 ・広報誌、ホームページで啓発 ・鹿沼ケーブルテレビの放映 ・連絡体制の強化	・人権啓発講座2回実施 ・6月、8月、11月、2月号広報掲載及びHPに掲載	評価：A ・人権啓発講座2回実施 ・6月、8月、2月、3月号広報掲載及びHPに掲載	・人権啓発講座2回実施 ・6月、8月、9月、12月、1月号広報掲載及びHPに掲載	市民部	人権・男女共同参画課	H22
--------	--------------------	---	--	--	--	---	---	-----	------------	-----

施策の方向 ⑦ 国の「地域改善対策協議会」意見具申において示された今後の隣保館の果たすべき役割などに基づき、これまでの成果を踏まえながら、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして総合的な活動を行い、更なる人権啓発に努めます。

1252-01	隣保館事業の推進【再掲】	地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための各種事業を総合的に行う。	・生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための各種事業を総合的に行う。 ・住民相互の理解を養い、人権問題に対する理解と認識を高める。	・相談業務の充実 ・高齢者ふれあい事業の充実	相談・友愛訪問活動件数：950件	評価：A 相談・友愛訪問活動件数：980件	相談・友愛訪問活動件数：950件	市民部	課(人権・隣保館・男女共同参画)	H22
---------	--------------	--	---	---------------------------	------------------	--------------------------	------------------	-----	------------------	-----

施策の方向 ⑧ 企業における人権啓発を進めるため、関係機関等の協力のもと、研修会の開催支援や人権啓発パンフレットを作成・配布し、企業内での啓発や研修活動を支援します。

141-02	雇用関連機関との連携【再掲】	雇用関係団体との情報交換や事業連携を行い、雇用状況の把握と市内企業の雇用促進を図る。	市と関係団体(ハローワーク、鹿沼商工会議所、栗野商工会)で組織する「鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会」により各種事業を実施し、若年者や女性、高齢者、シニア世代の就業機会の拡大を図る。	・関係団体との連携(鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会による事業実施) ・企業への情報提供(国等からのパンフレットの送付)	鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会による各種事業の実施	評価：A 鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会により、「合同企業説明会inかぬま」(6/19)を開催した。 女性とシニア向けに、セミナー(10/31)や個別相談会(11/6)、ミニ面接会(11/20)を開催した。 働き方改革関連セミナー(8/6)でイクボス宣言等の周知を行った。	鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会による各種事業の実施	経済部	産業振興課	H22
--------	----------------	--	---	---	----------------------------	--	----------------------------	-----	-------	-----

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
------	-----	-------	-------	--------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	----------

評価の目安

A：達成	(100%)
B：概ね達成	(80%)
C：普通	(50%)
D：要検討	(30%)
E：未達成	(0%)

施策の方向 ⑨ 就労の機会均等や雇用の安定のため、隣保館での就労相談活動を推進すると共に、関係機関と連携を図り、就労相談の充実に努めます。

1252-01	隣保館事業の推進 【再掲】	地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための各種事業を総合的に行う。	・生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための各種事業を総合的に行う。 ・住民相互の理解を養い、人権問題に対する理解と認識を高める。	・相談業務の充実 ・高齢者ふれあい事業の充実	相談・友愛訪問活動 件数：950件	評価：A 相談・友愛訪問活動 件数：980件	相談・友愛訪問活動 件数：950件	市民部	課人権（隣・保館） 男女共同参画	H22
---------	------------------	--	---	---------------------------	----------------------	------------------------------	----------------------	-----	---------------------	-----

施策の方向 ⑩ 市民意識調査を実施し、今までの人権教育、人権啓発事業による成果を把握します。

124-08	人権啓発事業の推進 (同和対策・調査)	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊さと平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施。 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施。 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布。 ・人権擁護委員や人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	同和問題に対する市民の意識調査の実施	・毎月第2木曜日に人権相談を実施 ・小学校で人権の花運動中学校で人権講話の実施	評価：A 毎月第2木曜日10:00～15:00に相談窓口を開設した。 (合計12回 相談件数1件) ・小学校で人権の花運動(5校)中学校で人権講話(3校)の実施 ・人権擁護委員会研修会の実施	・毎月第2木曜日に人権相談を実施 ・小学校で人権の花運動中学校で人権講話の実施	市民部	課人権・男女共同参画課	H22
--------	------------------------	---	---	--------------------	--	---	--	-----	-------------	-----

施策の方向 ⑪ 同和対策団体との連携により人権啓発事業を実施することにより、より高い啓発効果が得られるよう努めます。

124-04	人権啓発事業の推進 (啓発業務)【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊さと平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施。 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施。 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布。 ・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・人権講演会の開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施 ・人権啓発講座の実施 ・広報誌、ホームページで啓発	・人権講演会の開催 ・街頭啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施	評価：A ・「ときめき鹿沼」において講演会開催(2/22、参加者189名) ・ウエルフェアかぬま、ふるさとあわの秋まつり会場や市内の大型店舗において啓発物資の配布を実施 ・8月に図書館本館、情報センター1階、市役所1階において人権パネル展を実施	・人権講演会の開催 ・街頭啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施	市民部	課人権・男女共同参画課	H22
1252-01	隣保館事業の推進 【再掲】	地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための各種事業を総合的に行う。	・生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための各種事業を総合的に行う。 ・住民相互の理解を養い、人権問題に対する理解と認識を高める。	・相談業務の充実 ・高齢者ふれあい事業の充実	相談・友愛訪問活動 件数：950件	評価：A 相談・友愛訪問活動 件数：980件	相談・友愛訪問活動 件数：950件	市民部	課人権（隣・保館） 男女共同参画	H22

事業表

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
------	-----	-------	-------	--------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	----------

評価の目安	A：達成	(100%)
	B：概ね達成	(80%)
	C：普通	(50%)
	D：要検討	(30%)
	E：未達成	(0%)

第2章 6 外国人

① 外国の文化や習慣に対する理解を深め、お互いの文化的違いを認め合う多文化共生推進のため、各種講座や事業を開催します。
また、小学校から段階的に国際理解教育を推進するため、外国人とのふれあいの機会の確保に努め、異文化を尊重する態度、外国語によるコミュニケーション能力等を育成するための教育の充実を図ります。

124-04	人権啓発事業の推進 (啓発業務)【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊厳と平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施。 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施。 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布。 ・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・人権講演会の開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施 ・人権啓発講座の実施 ・広報誌、ホームページで啓発	・人権講演会の開催 ・街頭啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施	評価：A ・「ときめき鹿沼」において講演会開催(2/22、参加者189名) ・ウエルフェアかぬま、ふるさとあわの秋まつり会場や市内の大型店舗において啓発物資の配布を実施 ・8月に図書館本館、情報センター1階、市役所1階において人権パネル展を実施	・人権講演会の開催 ・街頭啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
121-01	かぬま多文化共生プランの推進	外国籍市民も日本人市民も共に住みやすい多文化共生の地域づくりの推進	かぬま多文化共生プラン掲載の52事業の進行管理	各種講座等の参加者数及び満足度	ワールドフェスティバル及び多文化共生講座等を実施する。	評価：A R6.10.27にワールドフェスティバルを開催。 R6.12.15多文化共生講座にて、クリーンセンター施設見学及び市長との対話を実施。	ワールドフェスティバル及び多文化共生講座等を実施する。	市民部	協働のまちづくり課	H22
702-02	海外体験学習の推進	次代を担う本市中学生を海外に派遣し、ホームステイや現地青少年との交流を通して、豊かな国際感覚を養い、世界平和と友好のために貢献できる人間の育成を図るとともに、アメリカ合衆国、グランドフォークス市との友好親善に役立てる。	グランドフォークス市学生友好訪問団受入	海外体験学習	グランドフォークス市からの学生訪問団の受入れ 対象：学生15名、引率者5名(予定)	評価：A 10月10日～10月17日実施。 学生10名、引率者3名。	グランドフォークス市へ中学生派遣 学生10名、引率者3名	教育委員会	学校教育課	H22
702-03	外国語教育の充実	小学校での外国語活動、中学校での英語の授業においてALT(外国語指導助手)を活用して英語教育の充実を図る。	ALTの派遣による市内小中学校での英語の指導。研修会の実施。	・ALTの学校派遣、交流 ・外国語活動研修会における指導技術向上	・ALTの学校派遣、交流：34校 ・外国語活動・外国語科研修会：2回	評価：A ・ALTの学校派遣、交流：34校 ・外国語活動・外国語科研修会：2回 ・イングリッシュキャンプ：1回	・ALTの学校派遣、交流：34校 ・外国語活動・外国語科研修会：2回 ・イングリッシュキャンプ：1回	教育委員会	学校教育課	H22

② 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、国際化時代にふさわしい人権感覚を養うため啓発活動を推進します。
また、「人種差別撤廃条約」の趣旨を市民が正しく理解できるよう、条約の普及・啓発に努めるとともに、外国人に対する嫌がらせや差別事象がなくなるよう啓発活動を推進します。

124-07	人権啓発事業の推進(同和対策・啓発)【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊厳と平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施。 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施。 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布。 ・人権擁護委員や人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・「えせ同和対策」パンフレット等の配布 ・人権啓発講座の実施 ・広報誌、ホームページで啓発 ・鹿沼ケーブルテレビの放映 ・連絡体制の強化	・人権啓発講座2回実施 ・6月、8月、11月、2月号広報掲載及びHPに掲載	評価：A ・人権啓発講座2回実施 ・6月、8月、2月、3月号広報掲載及びHPに掲載	・人権啓発講座2回実施 ・6月、8月、9月、12月、1月号広報掲載及びHPに掲載	市民部	人権・男女共同参画課	H22
--------	------------------------	---	---	--	--	---	---	-----	------------	-----

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	令和6年度活動指標目標	令和6年度活動指標実績	令和7年度活動指標目標	部	課	掲載年度
------	-----	-------	-------	----------------------	-------------	-------------	-------------	---	---	------

評価の目安

A：達成 (100%)
 B：概ね達成 (80%)
 C：普通 (50%)
 D：要検討 (30%)
 E：未達成 (0%)

施策の方向 ③ 市民と外国人との交流を促進し、国際性豊かな人を育成するため、鹿沼市国際交流協会との連携を図り交流事業の支援に努めるとともにボランティア通訳やボランティアホストファミリーの養成等に努めます。

121-02	かぬま多文化共生プランの推進【再掲】	外国籍市民も日本人市民も共に住みやすい多文化共生の地域づくりの推進	かぬま多文化共生プラン掲載の52事業の進行管理	国際化ボランティア登録者数	ボランティアバンク登録者数99人(目標数95人)	評価:A ボランティアバンク登録者数99人	ボランティアバンク登録者数99人(目標数97人)	市民部	く 協 り 働 課 の ま ち づ	H22
--------	--------------------	-----------------------------------	-------------------------	---------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	-----	----------------------------------	-----

施策の方向 ④ 外国籍市民向けの市政情報などの提供をはじめ、様々な問題を抱え悩んでいる外国籍市民に対する相談、支援体制の充実を図ります。また、外国籍市民にとって、日本語能力の取得は非常に重用であるため、国際交流協会との連携により、日本語教室の充実に努めます。

121-03	かぬま多文化共生プランの推進【再掲】	外国籍市民も日本人市民も共に住みやすい多文化共生の地域づくりの推進	かぬま多文化共生プラン掲載の52事業の進行管理	日本語ボランティア登録者数、相談件数	ボランティア養成講座の修了者におけるボランティア登録率70%以上	評価:C ボランティア養成講座を実施し、5名が参加。登録率は70%に未達。	ボランティア養成講座の修了者におけるボランティア登録率70%以上	市民部	く 協 り 働 課 の ま ち づ	H22
--------	--------------------	-----------------------------------	-------------------------	--------------------	----------------------------------	--	----------------------------------	-----	----------------------------------	-----

施策の方向 ⑤ 外国籍市民に日本の芸術文化に対する理解を深めてもらうための学習機会を提供します。

121-04	かぬま多文化共生プランの推進【再掲】	外国籍市民も日本人市民も共に住みやすい多文化共生の地域づくりの推進	かぬま多文化共生プラン掲載の52事業の進行管理	・ワールドフェスティバルの実施 ・日本語教室交流会の実施 各年1回以上	・ワールドフェスティバルを実施する。 ・日本語教室交流会を年に1回以上開催する。	評価:A ・ワールドフェスティバルを実施(R6.10.27) ・日本語教室交流会を開催(書道等日本文化の体験及び交流)	・ワールドフェスティバルを実施する。 ・日本語教室交流会を年に1回以上開催する。	市民部	協 働 の まち づ くり 課	H22
--------	--------------------	-----------------------------------	-------------------------	---	---	---	---	-----	--------------------------	-----

施策の方向 ⑥ 外国人労働者に対する不法な就労や不当な取り扱いがなされないよう、事業主等に対する啓発活動を推進します。

141-02	雇用関連機関との連携【再掲】	雇用関係団体との情報交換や事業連携を行い、雇用状況の把握と市内企業の雇用促進を図る。	市と関係団体(ハローワーク・鹿沼商工会議所・栗野商工会)で組織する「鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会」により各種事業を実施し、若年者や女性、高齢者、シニア世代の就業機会の拡大を図る。	・関係団体との連携(鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会による事業実施) ・企業への情報提供(国等からのパンフレットの送付)	鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会による各種事業の実施	評価:A 鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会により、「合同企業説明会inかぬま」(6/19)を開催した。 女性とシニア向けに、セミナー(10/31)や個別相談会(11/6)、ミニ面接会(11/20)を開催した。 働き方改革関連セミナー(8/6)でイクボス宣言等の周知を行った。	鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会による各種事業の実施	経済部	産 業 振 興 課	H22
--------	----------------	--	---	---	----------------------------	--	----------------------------	-----	-----------------	-----

施策の方向 ⑦ 多様な価値観を持つ外国人の意見を施策に反映させるため、外国籍市民からの意見を聞く機会を充実します。

121-05	かぬま多文化共生プランの推進【再掲】	外国籍市民も日本人市民も共に住みやすい多文化共生の地域づくりの推進	かぬま多文化共生プラン掲載の52事業の進行管理	かぬま多文化共生プラン推進委員会における外国籍市民からの意見収集	多文化共生講座等にて外国人住民に対してアンケートを実施する。	評価:A R6.12.15多文化共生講座にて、クリーンセンター施設見学及び市長との対話を開催時に、アンケート調査を実施。(外国人受講者18名中15名が回答)	多文化共生講座等にて外国人住民に対してアンケートを実施する。	市民部	協 働 の まち づ くり 課	H22
--------	--------------------	-----------------------------------	-------------------------	----------------------------------	--------------------------------	---	--------------------------------	-----	--------------------------	-----

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
------	-----	-------	-------	--------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	----------

評価の目安	A：達成	(100%)
	B：概ね達成	(80%)
	C：普通	(50%)
	D：要検討	(30%)
	E：未達成	(0%)

第2章 7 感染者・患者等

施策の方向 ① 小中学校においては、児童生徒に発育段階に応じた性に関する指導(感染症も含む)を推進し、正しい知識の普及に努めるとともに、教職員の人権意識の高揚を図るため研修の充実を図ります。

702-01	人権教育の推進 【再掲】	すべての学校において人権教育が組織的・計画的に推進されるよう、推進体制の整備充実を行う。	・各学校における人権教育の組織的・計画的な推進に向けた支援(研修会の実施・学校訪問等)。 ・児童生徒及び教職員の人権尊重精神の高揚を図るための取組(研修会・講演会の実施等) ・児童生徒・家庭・地域への啓発(人権教育啓発資料の作成、及び活用等) ・東日本大震災による被災地の児童生徒数の把握。	・人権教育年間計画の整備 ・人権教育研修会の実施 ・人権教育講演会の実施 ・人権教育指導資料の活用	・年間計画の整備:34校 ・研修会参加校:34校 ・講演会希望校:25校 ・人権教育資料活用:34校	評価:B ・年間計画の整備:34校 ・研修会参加校:34校 ・講演会希望校:23校 ・人権教育資料活用:33校	・年間計画の整備:34校 ・研修会参加校:34校 ・講演会希望校:25校 ・人権教育資料活用:34校	教育委員会	学校教育課	H22
--------	-----------------	--	--	--	---	---	---	-------	-------	-----

施策の方向 ② 関係機関との連携により、エイズやハンセン病などの感染症予防や正しい知識の普及を図り、差別や偏見の解消に向けた啓発活動を推進します。

124-04	人権啓発事業の推進 (啓発業務)【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊厳と平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施。 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施。 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布。 ・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施 ・人権啓発講座の実施 ・広報誌、ホームページで啓発	・人権講演会の開催 ・街頭啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施	評価:A ・「ときめき鹿沼」において講演会開催(2/22、参加者189名) ・「ウエルフェアかめま、ふるさとあわの秋まつり会場」や市内の大型店舗において啓発物資の配布を実施 ・8月に図書館本館、情報センター1階、市役所1階において人権パネル展を実施	・人権講演会の開催 ・街頭啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
124-18	人権啓発事業の推進 (新型コロナウイルス感染症に起因する人権対策及び調査)	新型コロナウイルス感染者やその家族及び関係者、さらに、感染者の診療に携わった医療機関とその関係者及びその家族に対する不当な差別や偏見、いじめ、SNS上での誹謗・中傷等が行われないよう、様々な手段をもって啓発を推進し、思いやりのあるやさしいまちの実現を目指す。	市のホームページ等に、新型コロナウイルス感染症に関する情報や市長メッセージ、関連機関の情報などを掲載するほか、人権に関する相談窓口の紹介等を行う。	①市ホームページに ・人権・男女共同参画課からの新型コロナウイルス感染症についてのお知らせの掲載 ・人権に関する相談窓口の紹介の掲載 ②外部機関である、(公財)人権教育啓発推進センター主催の「ストップコロナ差別都道府県・市町村首長からのメッセージ キャンペーン」に賛同 ・市長の動画メッセージを配信 ・ホームページを介して新型コロナに起因する人権問題についてのアンケートを実施する。	①市ホームページに ・人権・男女共同参画課からの新型コロナウイルス感染症についてのお知らせの掲載 ・人権に関する相談窓口の紹介の掲載 ②外部機関である、(公財)人権教育啓発推進センター主催の「ストップコロナ差別都道府県・市町村首長からのメッセージ キャンペーン」に賛同	評価:A ・人権・男女共同参画課からの新型コロナウイルス感染症についてのお知らせの掲載 ・人権に関する相談窓口の紹介の掲載 ・外部機関である、(公財)人権教育啓発推進センター主催の「ストップコロナ差別都道府県・市町村首長からのメッセージ キャンペーン」に賛同	市ホームページに人権・男女共同参画課からの新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について掲載 ・人権に関する相談窓口の紹介の掲載	市民部	人権・男女共同参画課	R2

施策の方向 ③ 国や関係機関との連携により、エイズやハンセン病などにより人権侵害を受けた方への相談・支援体制を整備します。

124-05	人権擁護活動の推進(相談業務)【再掲】	すべての鹿沼市民の人権が尊重される明るい社会の実現のため、宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・人権擁護委員による人権相談の開設	・毎月第2木曜日の10:00~15:00に開設 ・人権週間(12/4~10日)に併せて相談所開設	評価:A 毎月第2木曜日10:00~15:00に相談窓口を開設した。(合計12回 相談件数1件) ・12/12に特設人権なんでも相談所を開設	・毎月第2木曜日の10:00~15:00に開設 ・人権週間(12/4~10日)に併せて相談所開設	市民部	人権・男女共同参画課	H22
--------	---------------------	--	--	-------------------	---	--	---	-----	------------	-----

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
------	-----	-------	-------	--------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	----------

評価の目安	A：達成	(100%)
	B：概ね達成	(80%)
	C：普通	(50%)
	D：要検討	(30%)
	E：未達成	(0%)

施策の方向 ④ 法務省の人権擁護機関が設置する人権相談窓口などの相談窓口を案内するなど、問題の解決に必要な助言に努めます。

124-05	人権擁護活動の推進(相談業務)【再掲】	すべての鹿沼市民の人権が尊重される明るい社会の実現のため、宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・人権擁護委員による人権相談の開設	・毎月第2木曜日の10:00～15:00に開設 ・人権週間(12/4～10日)に併せ相談所開設	評価:A 毎月第2木曜日10:00～15:00に相談窓口を開設した。 (合計12回 相談件数1件) ・12/12に特設人権なんでも相談所を開設	・毎月第2木曜日の10:00～15:00に開設 ・人権週間(12/4～10日)に併せ相談所開設	市民部	人権・男女共同参画課	H22
--------	---------------------	--	--	-------------------	--	--	--	-----	------------	-----

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
------	-----	-------	-------	--------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	----------

評価の目安	A：達成	(100%)
	B：概ね達成	(80%)
	C：普通	(50%)
	D：要検討	(30%)
	E：未達成	(0%)

第2章 8 インターネット等による人権侵害

① 平成14年(2002年)には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が施行され、インターネット上など情報の流通において権利の侵害が行われた場合に、被害者がプロバイダ等に対して発信者情報の開示を請求する権利を与えることが規定されており、それら法的措置の周知を図ります。

124-09	人権啓発事業の推進(関係機関との連携)【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊さと平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施。 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施。 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布。 ・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・広報誌、ホームページで関係機関を紹介 ・人権問題に対し関係機関と連絡調整を行う。	・街頭啓発活動：2回(11/16・12/1) ・パネル展を8月からの3週間実施(図書館本館、情報センター、行政棟) ・パネル展を12月の人権週間に合わせ実施 ・6月、8月、11月、2月号広報掲載及びHPに掲載	評価：A ・街頭啓発活動：2回実施(11/24・12/1) ・パネル展を8月からの3週間実施(図書館本館、情報センター、行政棟) ・パネル展を12月の人権週間に合わせ実施 ・6月、8月、2月、3月号広報掲載及びHPに掲載 ・人権の花贈呈5校実施 ・人権講話3校実施	・街頭啓発活動：2回(11/16・11/30) ・パネル展を8月からの3週間実施(図書館本館、情報センター、行政棟) ・パネル展を12月の人権週間に合わせ実施 ・6月、8月、11月、2月号広報掲載及びHPに掲載 ・人権の花贈呈5校実施 ・人権講話3校実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
--------	-------------------------	---	---	--	---	--	--	-----	------------	-----

② 法務省の人権擁護機関が設置するインターネット人権相談窓口などの相談窓口を案内するなど、問題の解決に必要な助言に努めます。

124-09	人権啓発事業の推進(関係機関との連携)【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊さと平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施。 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施。 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布。 ・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・広報誌、ホームページで関係機関を紹介 ・人権問題に対し関係機関と連絡調整を行う。	・街頭啓発活動：2回(11/16・12/1) ・パネル展を8月からの3週間実施(図書館本館、情報センター、行政棟) ・パネル展を12月の人権週間に合わせ実施 ・6月、8月、11月、2月号広報掲載及びHPに掲載	評価：A ・街頭啓発活動：2回実施(11/24・12/1) ・パネル展を8月からの3週間実施(図書館本館、情報センター、行政棟) ・パネル展を12月の人権週間に合わせ実施 ・6月、8月、2月、3月号広報掲載及びHPに掲載 ・人権の花贈呈5校実施 ・人権講話3校実施	・街頭啓発活動：2回(11/16・11/30) ・パネル展を8月からの3週間実施(図書館本館、情報センター、行政棟) ・パネル展を12月の人権週間に合わせ実施 ・6月、8月、11月、2月号広報掲載及びHPに掲載 ・人権の花贈呈5校実施 ・人権講話3校実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
--------	-------------------------	---	---	--	---	--	--	-----	------------	-----

③ 憲法の保障する表現の自由に十分配慮しながら、他人の人権を侵害する悪質な情報発信に対して、警察をはじめ関係機関との連携をもって、発信者が判明する場合には同人に対し啓発を通じて侵害状況の排除に努め、発信者が特定できない場合にはプロバイダ等に対して当該情報の停止・削除を申し入れるなど、自主規制を促すなどの対応を図っていきます。

124-04	人権啓発事業の推進(啓発業務)【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊さと平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施。 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施。 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布。 ・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施 ・広報誌、ホームページで啓発	・人権講演会の開催 ・街頭啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施	評価：A ・「ときめき鹿沼」において講演会開催(2/22、参加者189名) ・ウエルフェアかめふ、ふるさとあわの秋まつり会場や市内の大型店舗において啓発物資の配布を実施 ・8月に図書館本館、情報センター1階、市役所1階において人権パネル展を実施	・人権講演会の開催 ・街頭啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
124-05	人権擁護活動の推進(相談業務)【再掲】	すべての鹿沼市民の人権が尊重される明るい社会の実現のため、手垢宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・人権擁護委員による人権相談の開設	・毎月第2木曜日の10:00～15:00に開設 ・人権週間(12/4～10日)に併せて相談所開設	評価：A 毎月第2木曜日の10:00～15:00に相談窓口を開設した。(合計12回 相談件数1件) ・12/12に特設人権なんでも相談所を開設	・毎月第2木曜日の10:00～15:00に開設 ・人権週間(12/4～10日)に併せて相談所開設	市民部	人権・男女共同参画課	H22

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
------	-----	-------	-------	--------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	----------

評価の目安

A：達成	(100%)
B：概ね達成	(80%)
C：普通	(50%)
D：要検討	(30%)
E：未達成	(0%)

施策の方向 ④ 利用者一人ひとりが、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発の推進に努めます。

124-09	人権啓発事業の推進(関係機関との連携)【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊さと平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施。 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施。 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布。 ・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・広報誌、ホームページで関係機関を紹介 ・人権問題に対し関係機関と連絡調整を行う。	・街頭啓発活動：2回(11/16・12/1) ・パネル展を8月からの3週間実施(図書館本館、情報センター、行政棟) ・パネル展を12月の人権週間に合わせ実施 ・6月、8月、11月、2月号広報掲載及びHPに掲載	評価：A ・街頭啓発活動：2回実施(11/24・12/1) ・パネル展を8月からの3週間実施(図書館本館、情報センター、行政棟) ・パネル展を12月の人権週間に合わせ実施 ・6月、8月、11月、2月号広報掲載及びHPに掲載 ・人権の花贈呈5校実施 ・人権講話3校実施	・街頭啓発活動：2回(11/16・11/30) ・パネル展を8月からの3週間実施(図書館本館、情報センター、行政棟) ・パネル展を12月の人権週間に合わせ実施 ・6月、8月、11月、2月号広報掲載及びHPに掲載 ・人権の花贈呈5校実施 ・人権講話3校実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
702-04	情報教育の推進	コンピュータや情報通信ネットワークを活用し、情報化社会における児童生徒の情報活用能力の育成を図る。ICT環境の整備充実を図る。	・児童生徒と教職員の情報活用能力の向上 ・教育用及び校務用パソコンの整備 ・学校ホームページの充実	・情報モラル教室の開催(全校) ・研修会への積極的参加依頼 ・いじめ防止基本方針の学校ホームページへの掲載(全校)	・情報モラル教室や情報モラルに関する授業、日常的な利用場面での指導などの、情報モラルに関する指導の実施：34校 ・いじめ防止基本方針の学校ホームページへの掲載：34校	評価：A ・34校にて情報モラルに関する指導を実施 ・34校にていじめ防止基本方針の学校ホームページへの掲載	・情報モラル教室や情報モラルに関する授業、日常的な利用場面での指導などの、情報モラルに関する指導の実施：34校 ・いじめ防止基本方針の学校ホームページへの掲載：34校	教育委員会	学校教育課	H25

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
------	-----	-------	-------	--------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	----------

評価の目安	A：達成	(100%)
	B：概ね達成	(80%)
	C：普通	(50%)
	D：要検討	(30%)
	E：未達成	(0%)

第2章 9 災害に伴う人権問題

① 被災者一人ひとりの人権の確保や、被災者が基本的な生活を営むことを保証されるよう、改めて「**基本的人権の尊重**」の原点に立ち返り、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人など、援助や配慮を必要とする方々の視点に立ち、また、鹿沼市地域防災計画に基づき、災害に見舞われた場合を想定した啓発活動の展開に努めます。

施策の方向

124-04	人権啓発事業の推進 (啓発業務)【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊厳と平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施。 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施。 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布。 ・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵害事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施 ・人権啓発講座の実施 ・広報誌、ホームページで啓発	・人権講演会の開催 ・街頭啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施	評価：A ・「ときめき鹿沼」において講演会開催(2/22、参加者189名) ・ウエルフェアかぬま、ふるさとあわの秋まつり会場や市内の大型店舗において啓発物資の配布を実施 ・8月に図書館本館、情報センター1階、市役所1階において人権パネル展を実施	・人権講演会の開催 ・街頭啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
--------	-------------------------	---	---	---	---------------------------------------	---	---------------------------------------	-----	------------	-----

② 震災において被災した児童生徒の小中学校の受け入れ状況を把握するとともに、人権が十分に尊重されるよう、職員研修の充実及び、児童生徒への適切な指導・支援に努めます。

施策の方向

124-06	人権擁護活動の推進(学校啓発業務)【再掲】	すべての鹿沼市民の人権が尊重される明るい社会の実現のため、宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・人権擁護委員や人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵害事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・小学校で人権の花の贈呈を行う。 ・中学校で人権講話を行う。	・人権の花贈呈：5校(板荷小、みなみ小、栗野小、清州第1小、清州第2小) ・人権講話：4校(東中、北大飼中、北押原中、加蘇中)	評価：A ・人権の花贈呈：5校実施 ・人権講話：3校実施	・人権の花贈呈：5校実施 ・人権講話：3校実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
702-01	人権教育の推進【再掲】	すべての学校において人権教育が組織的・計画的に推進されるよう、推進体制の整備充実を行う。	・各学校における人権教育の組織的・計画的な推進に向けた支援(研修会の実施・学校訪問等)。 ・児童生徒及び教職員の人権尊重精神の高揚を図るための取組(研修会・講演会の実施等)。 ・児童生徒・家庭・地域への啓発(人権教育啓発資料の作成、及び活用等)。 ・東日本大震災による被災地の児童生徒数の把握。	・人権教育年間計画の整備 ・人権教育研修会の実施 ・人権教育講演会の実施 ・人権教育指導資料の活用	・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：34校	評価：B ・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：23校 ・人権教育資料活用：33校	・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：34校	教育委員会	学校教育課	H31

③ 小中学校においては、今後も、人権教育に関する国や県からの最新の情報を積極的に取り入れ、人権教育の視点を意識した教育活動の推進に努めます。

施策の方向

702-01	人権教育の推進【再掲】	すべての学校において人権教育が組織的・計画的に推進されるよう、推進体制の整備充実を行う。	・各学校における人権教育の組織的・計画的な推進に向けた支援(研修会の実施・学校訪問等)。 ・児童生徒及び教職員の人権尊重精神の高揚を図るための取組(研修会・講演会の実施等)。 ・児童生徒・家庭・地域への啓発(人権教育啓発資料の作成、及び活用等)。 ・東日本大震災による被災地の児童生徒数の把握。	・人権教育年間計画の整備 ・人権教育研修会の実施 ・人権教育講演会の実施 ・人権教育指導資料の活用	・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：34校	評価：B ・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：23校 ・人権教育資料活用：33校	・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：34校	教育委員会	学校教育課	H31
--------	-------------	--	--	--	---	---	---	-------	-------	-----

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
------	-----	-------	-------	--------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	----------

評価の目安

A: 達成	(100%)
B: 概ね達成	(80%)
C: 普通	(50%)
D: 要検討	(30%)
E: 未達成	(0%)

第2章 10 性的マイノリティ(性的少数者)の人権

施策の方向 ① 性に関する多様性について、個々の存在を尊重し、偏見や差別を解消するための教育や啓発の推進に努めます。

124-08	人権啓発事業の推進(同和対策・調査)【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊さと平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施。 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施。 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布。 ・人権擁護委員会や人権啓発専門委員会による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員会研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	同和問題に対する市民の意識調査の実施	・毎月第2木曜日に人権相談を実施 ・小学校で人権の花運動中学校で人権講話の実施	評価:A 毎月第2木曜日10:00~15:00に相談窓口を開設した。 (合計12回 相談件数1件) ・小学校で人権の花運動(5校)中学校で人権講話(3校)の実施 ・人権擁護委員会研修会の実施	・毎月第2木曜日に人権相談を実施 ・小学校で人権の花運動中学校で人権講話の実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
124-17	LGBT関連施策事業(啓発事業)	性的マイノリティの方々に対する理解を深めていくことにより、市民同士が互いの人権を尊重し、多様性を認め合える社会づくりを推進する。	・パートナーシップ宣誓制度の推進および性的マイノリティの方々に対する理解を深めるための啓発事業を行う。	・職員研修の実施 ・LGBTに関するアンケートの実施 ・街頭啓発・パネル展の実施	街頭啓発・パネル展の実施	評価:A 宣誓者に対するサービス拡充(住民票の続柄表記)	街頭啓発の実施	市民部	人権・男女共同参画課	R1
702-01	人権教育の推進【再掲】	すべての学校において人権教育が組織的・計画的に推進されるよう、推進体制の整備充実を行う。	・各学校における人権教育の組織的・計画的な推進に向けた支援(研修会の実施・学校訪問等)。 ・児童生徒及び教職員の人権尊重精神の高揚を図るための取組(研修会・講演会の実施等) ・児童生徒・家庭・地域への啓発(人権教育啓発資料の作成、及び活用等) ・東日本大震災による被災地の児童生徒数の把握。	・人権教育年間計画の整備 ・人権教育研修会の実施 ・人権教育講演会の実施 ・人権教育指導資料の活用	・年間計画の整備:34校 ・研修会参加校:34校 ・講演会希望校:25校 ・人権教育資料活用:34校	評価:B ・年間計画の整備:34校 ・研修会参加校:34校 ・講演会希望校:23校 ・人権教育資料活用:33校	・年間計画の整備:34校 ・研修会参加校:34校 ・講演会希望校:25校 ・人権教育資料活用:34校	教育委員会	学校教育課	H31

施策の方向 ② 宣誓制度によって利用できるサービスを機会ごとに見直し、家族として暮らしやすくなる取り組みに努めます。

124-16	LGBT関連施策事業(パートナー&ファミリーシップ宣誓制度)	性的マイノリティの方々に対する理解を深めていくことにより、市民同士が互いの人権を尊重し、多様性を認め合える社会づくりを推進する。	・パートナーシップ宣誓制度を推進するため、庁内はもとより民間レベルに対し制度を活用したサービス提供の協力を呼びかける。	・パートナー&ファミリーシップ宣誓制度の普及と充実	・組数維持のための啓発を行う ・行政サービス拡充のため、庁内への協力呼びかけ	評価:A チラシ等による啓発の実施	・組数維持のための啓発を行う ・行政サービス拡充のため、庁内への協力呼びかけ	市民部	人権・男女共同参画課	R1
--------	--------------------------------	--	---	---------------------------	---	----------------------	---	-----	------------	----

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
------	-----	-------	-------	--------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	----------

評価の目安	A：達成	(100%)
	B：概ね達成	(80%)
	C：普通	(50%)
	D：要検討	(30%)
	E：未達成	(0%)

第2章 11-1 アイヌの人々

施策の方向

①アイヌの人々は北海道を中心に先住していた民族であり、固有の文化や伝統を発展させてきましたが、江戸時代の松前藩による支配や後の明治政府による「北海道開拓」を進めるなかでの同化政策などにより、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言えない状況であり、また、人権が十分に尊重されているとは言えない状況です。
アイヌの人々の民族としての誇りを尊重し、アイヌの歴史や文化、伝統及び現状についての理解と知識を深めていくことが重要です。また、アイヌの人々への偏見や差別解消のため、引き続き基本的人権の尊重の観点に立った啓発活動を推進します。

124-09	人権啓発事業の推進(関係機関との連携)【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊さと平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施。 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施。 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布。 ・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵害事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・広報誌、ホームページで関係機関を紹介 ・人権問題に対し関係機関と連絡調整を行う。	・街頭啓発活動：2回(11/16・12/1) ・パネル展を8月からの3週間実施(図書館本館、情報センター、行政棟) ・パネル展を12月の人権週間に合わせ実施 ・6月、8月、11月、2月号広報掲載及びHPに掲載	評価：A ・街頭啓発活動：2回実施(11/24・12/1) ・パネル展を8月からの3週間実施(図書館本館、情報センター、行政棟) ・パネル展を12月の人権週間に合わせ実施 ・6月、8月、2月、3月号広報掲載及びHPに掲載 ・人権の花贈呈5校実施 ・人権講話3校実施	・街頭啓発活動：2回(11/16・11/30) ・パネル展を8月からの3週間実施(図書館本館、情報センター、行政棟) ・パネル展を12月の人権週間に合わせ実施 ・6月、8月、11月、2月号広報掲載及びHPに掲載 ・人権の花贈呈5校実施 ・人権講話3校実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
1253-05	南部地区会館事業の推進(会館だより発行)【再掲】	基本的人権を尊重し、同和問題を始める様々な人権問題を解決するために、住民の人権意識の高揚、健康の増進及び生活文化の振興を図ることを目的とする。	・南部地区会館において、民族に関する各種講座等を開催して、人権に対する正しい認識と理解を得るために、人権教育・人権啓発を行いながら、地域住民との交流を深める。	・南部地区会館だよりの発行	年間10回の発行	評価：A 編集委員会を年5回開催し、委員による地元の記事を掲載した。内容も充実してきた。(年10回発行)	年間6回の発行	市民部	(人権・南部地区会館)男女共同参画課	H22

第2章 11-2 犯罪被害者等

施策の方向

②犯罪被害者やその家族は、事件による精神的負担や経済的・時間的な負担だけでなく、マスメディアによる過剰取材や報道、プライバシーの侵害、名誉棄損、私生活の侵害など、精神的苦痛にさらされがちです。これらの問題解決には、社会全体で支えあうことのできる体制を構築することが必要であり、犯罪被害者等に十分な配慮ある言動が行われるよう国、県及び関係機関との連携により教育、啓発に努めると共に、相談、支援体制の充実を図ります。

124-09	人権啓発事業の推進(関係機関との連携)【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊さと平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施。 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施。 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布。 ・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵害事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・広報誌、ホームページで関係機関を紹介 ・人権問題に対し関係機関と連絡調整を行う。	・街頭啓発活動：2回(11/16・12/1) ・パネル展を8月からの3週間実施(図書館本館、情報センター、行政棟) ・パネル展を12月の人権週間に合わせ実施 ・6月、8月、11月、2月号広報掲載及びHPに掲載	評価：A ・街頭啓発活動：2回実施(11/24・12/1) ・パネル展を8月からの3週間実施(図書館本館、情報センター、行政棟) ・パネル展を12月の人権週間に合わせ実施 ・6月、8月、2月、3月号広報掲載及びHPに掲載 ・人権の花贈呈5校実施 ・人権講話3校実施	・街頭啓発活動：2回(11/16・11/30) ・パネル展を8月からの3週間実施(図書館本館、情報センター、行政棟) ・パネル展を12月の人権週間に合わせ実施 ・6月、8月、11月、2月号広報掲載及びHPに掲載 ・人権の花贈呈5校実施 ・人権講話3校実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
124-05	人権擁護活動の推進(相談業務)【再掲】	すべての鹿沼市民の人権が尊重される明るい社会の実現のため、宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵害事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・人権擁護委員による人権相談の開設	・毎月第2木曜日の10:00~15:00に開設 ・人権週間(12/4~10日)に併せて相談所開設	評価：A 毎月第2木曜日の10:00~15:00に相談窓口を開設した。(合計12回 相談件数1件) ・12/12に特設人権なんでも相談所を開設	・毎月第2木曜日の10:00~15:00に開設 ・人権週間(12/4~10日)に併せて相談所開設	市民部	人権・男女共同参画課	H22

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
------	-----	-------	-------	--------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	----------

評価の目安	A：達成	(100%)
	B：概ね達成	(80%)
	C：普通	(50%)
	D：要検討	(30%)
	E：未達成	(0%)

第2章 11-3 刑を終えて出所した人

施策の方向

③ 刑を終えて出所した人については、社会復帰の意欲があっても、偏見や差別のため、身元の引き受けが難しいことや就労・住居の確保などに関する問題があり、社会復帰が極めて困難な状態にあります。刑を終えた人が社会の一員として円滑な生活を営むことが出来るようにするためには、本人の強い更生意欲とともに家族の支援、職場や地域の人々の理解と協力が欠かせないため、偏見や差別意識解消のための教育、啓発を推進します。

124-09	人権啓発事業の推進（関係機関との連携）【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊さと平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施。 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施。 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布。 ・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・広報誌、ホームページで関係機関を紹介 ・人権問題に対し関係機関と連絡調整を行う。	・街頭啓発活動：2回（11/16・12/1） ・パネル展を8月からの3週間実施（図書館本館、情報センター、行政棟） ・パネル展を12月の人権週間に合わせ実施 ・6月、8月、11月、2月号広報掲載及びHPに掲載	評価：A ・街頭啓発活動：2回実施（11/24・12/1） ・パネル展を8月からの3週間実施（図書館本館、情報センター、行政棟） ・パネル展を12月の人権週間に合わせ実施 ・6月、8月、2月、3月号広報掲載及びHPに掲載 ・人権の花贈呈5校実施 ・人権講話3校実施	・街頭啓発活動：2回（11/16・11/30） ・パネル展を8月からの3週間実施（図書館本館、情報センター、行政棟） ・パネル展を12月の人権週間に合わせ実施 ・6月、8月、11月、2月号広報掲載及びHPに掲載 ・人権の花贈呈5校実施 ・人権講話3校実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
131-01	更生業務	保護司法第13条に規定する保護司会が、任務を円滑に遂行するとともに、保護司の使命達成に資する活動を行うことを支援する。	保護司会が行う保護司会計の策定、保護司の職務の連絡調整、職務資料・情報の収集、職務の研究・研修の企画実施、保護司活動の広報、人材確保の促進活動を事務的に支援する。	・円滑な事務処理（犯罪予防活動の推進、各種研修会の開催による資質向上）	・社会を明るくする運動実施2回 ・研修会実施回数5回	評価：A 社会を明るくする運動や研修会を計画どおり実施できた。	・社会を明るくする運動実施2回 ・研修会実施回数5回	保健福祉部	厚生課	H22

第2章 11-4 ホームレス

施策の方向

④ ホームレス問題は、深刻な景気低迷など複雑な社会情勢が底流にあり、ホームレスになることを余儀なくされている人々がいます。それにもかかわらず外見などで判断され、嫌がらせや暴行の対象になるなど人権侵害が発生しています。これらの対策にあたっては国レベルの課題として根本的な対策が急がれているとともに、地域に暮らす方々の理解と協力が必要です。様々な状況で人権が脅かされていることを認識し、人権問題についての正しい理解を深め、共に生きる立場から一人ひとりの人権が尊重されるよう、教育、啓発に努めます。

124-09	人権啓発事業の推進（関係機関との連携）【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊さと平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施。 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施。 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布。 ・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・広報誌、ホームページで関係機関を紹介 ・人権問題に対し関係機関と連絡調整を行う。	・街頭啓発活動：2回（11/16・12/1） ・パネル展を8月からの3週間実施（図書館本館、情報センター、行政棟） ・パネル展を12月の人権週間に合わせ実施 ・6月、8月、11月、2月号広報掲載及びHPに掲載	評価：A ・街頭啓発活動：2回実施（11/24・12/1） ・パネル展を8月からの3週間実施（図書館本館、情報センター、行政棟） ・パネル展を12月の人権週間に合わせ実施 ・6月、8月、2月、3月号広報掲載及びHPに掲載 ・人権の花贈呈5校実施 ・人権講話3校実施	・街頭啓発活動：2回（11/16・11/30） ・パネル展を8月からの3週間実施（図書館本館、情報センター、行政棟） ・パネル展を12月の人権週間に合わせ実施 ・6月、8月、11月、2月号広報掲載及びHPに掲載 ・人権の花贈呈5校実施 ・人権講話3校実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
--------	-------------------------	---	---	--	---	--	--	-----	------------	-----

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
------	-----	-------	-------	--------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	----------

評価の目安	A：達成	(100%)
	B：概ね達成	(80%)
	C：普通	(50%)
	D：要検討	(30%)
	E：未達成	(0%)

第2章 11-5 働く人の人権

⑤ 働く人の人権については、職場におけるパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメントなどの各種ハラスメント、正規雇用・非正規雇用といった任用形態の違いによる格差、性別・年齢・障がいの有無・国籍等による差別的な待遇等、不当な労働の押し付けや長時間労働など、人権が十分に保障されない状況にあり、今後は、働き方改革により、労働者一人一人のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が求められます。
働く人の人権に配慮した職場環境づくりの啓発推進に努めます。

施策の方向

124-01	人権を尊重した男女共同参画意識の啓発【再掲】	男女共同参画についての啓発普及活動の推進	・市民実行委員による地域懇談会・講演会の開催 ・市民運営委員によるセミナーの開催 ・市民編集員による男女共同参画情報紙「かれんと」の発行 ・家庭生活と職業生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の確保を目的とした講演会や研修会を実施する。	・地域懇談会・講演会開催 ・セミナーの開催 ・情報紙「かれんと」の発行 ・ワーク・ライフ・バランス職員研修の開催	・講演会の実施 ・男女共同参画スロム隊による情報紙「かれんと」2回発行 ・男女共同参画スロム隊によるセミナー(講座)の企画・運営 ・ワーク・ライフ・バランス職員研修の実施 ・市内事業所へイクボスの普及啓発 ・ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定制度の導入	評価:B ・講演会開催「ときめき鹿沼2024」(2/22、参加者189人) ・講座 4回開催(①8/3、父子7組15人、②8/18、親子5組12人、③10/26、10人、④12/8、14人) ・情報紙「かれんと」2回発行(9/25・2/25) ・各種期間に広報(HP・SNS等、パネル展示等で啓発実施) ・ワーク・ライフ・バランス職員研修の実施(2/14、46人参加) ・「イクボスカねま宣言」登録事業所累計24事業所 ・ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定制度の検討	・講演会の実施 ・男女共同参画スロム隊による情報紙「かれんと」2回発行 ・男女共同参画スロム隊によるセミナー(講座)の企画・運営 ・ワーク・ライフ・バランス職員研修の実施 ・市内事業所へイクボスの普及啓発 ・ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定制度事業の実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
124-03	女性に対するあらゆる暴力の根絶【再掲】	女性への暴力・セクシュアルハラスメント等の根絶のための施策の推進	・広報紙による啓発 ・街頭啓発活動の実施	広報かめま11月号に掲載(女性等への暴力防止) ・街頭啓発の実施	・広報かめま11月号お知らせに記事掲載 ・パープルリボンツリー展示啓発(図書館・市庁舎2階ロビー) ・パープルライトアップの実施 ・街頭啓発の実施 ・デジタルサイネージによる啓発放映	評価:A ・広報かめま11月号記事掲載 ・パープルリボンツリー展示啓発(図書館・市庁舎2階ロビー・本庁1階ロビー・図書館) ・街頭啓発の実施(11/13、11/24市内2か所、計300部) ・パープルライトアップの実施(11/12〜25、夢の樹) ・その他HP・SNS等で情報発信に努めた	・広報かめま11月号お知らせに記事掲載 ・パープルリボンツリー展示啓発(図書館・市庁舎2階ロビー) ・パープルライトアップの実施 ・街頭啓発の実施 ・その他HP・SNS等での情報発信	市民部	人権・男女共同参画課	H22
124-05	人権擁護活動の推進(相談業務)【再掲】	すべての鹿沼市民の人権が尊重される明るい社会の実現のため、宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵害事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・人権擁護委員による人権相談の開設	・毎月第2木曜日の10:00-15:00に開設 ・人権週間(12/4〜10日)に併せ相談所開設	評価:A 毎月第2木曜日の10:00〜15:00に相談窓口を開設した。(合計12回 相談件数1件) ・12/12に特設人権なんでも相談所を開設	・毎月第2木曜日の10:00-15:00に開設 ・人権週間(12/4〜10日)に併せ相談所開設	市民部	人権・男女共同参画課	H22
124-15	セクシャルハラスメント防止に向けての啓発【再掲】	セクシャルハラスメント防止に向けて、事業所内の啓発を依頼する。	事業所向けのセクシャルハラスメント防止についてのチラシを作成する。	事業所へチラシを送付する。	市内事業所 320社×1部	評価:A 市内事業者へチラシを送付	市内事業所 320社×1部	市民部	画女人課共権同参男	

第2章 11-6 その他の人権課題

施策の方向 ⑥ 新たに発生した人権問題等への対策を実施します。

122-01	登録型本人通知制度の普及	戸籍・住民票等の不正請求を抑制し、不正取得による個人の権利の侵害を抑制する。	この制度は、本人以外の者からの戸籍・住民票等の請求に対し、交付した事実を本人に通知する制度であるため、事前登録を市民に促す。	第三者による戸籍・住民票等の不正請求を抑制し、犯罪被害を未然に防ぐ。	市ホームページへの掲載	評価:A 市ホームページへの掲載	市ホームページへの掲載	市民部	市民課	H27
124-19	あらゆる暴力の根絶	暴力・セクシャルハラスメント等の根絶のための施策の推進	・広報誌、ホームページでの啓発・街頭啓発活動の実施	・広報かめま、ホームページに掲載 ・街頭啓発の実施	ホームページに掲載	評価:A ホームページに掲載	ホームページに掲載	市民部	同人参権画同参男女共	R4

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
------	-----	-------	-------	--------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	----------

評価の目安	A：達成	(100%)
	B：概ね達成	(80%)
	C：普通	(50%)
	D：要検討	(30%)
	E：未達成	(0%)

第3章 1-1 就学前

施策の方向 ① 保育園、幼稚園、認定こども園等においては、乳幼児一人ひとりの発達過程に応じて豊かな感性を育て、人権を大切にする心を育む保育、教育の推進に努めます。

192-02	保育サービスの充実【再掲】	保育指針に基づき、人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを養う。	保育士等の人権意識の向上を図るため、研修や講習会に参加する。【再掲】	研修や講習会へ参加	受講者数 100人	評価：A 研修に参加し、スキルや知識を高めることができた。 受講者数：248人	受講者数 100人	こども未来部	保育課	H22
--------	---------------	--	------------------------------------	-----------	-----------	---	-----------	--------	-----	-----

第3章 1-2 学校等

施策の方向 ②-ア これまでの学校における人権教育の成果を踏まえ、学校におけるあらゆる教育活動を通じて、児童生徒一人ひとりを大切にするとともに、自らを「かけがえのない存在である」と気づかせる教育の推進に努めます。

702-01	人権教育の推進【再掲】	すべての学校において人権教育が組織的・計画的に推進されるよう、推進体制の整備充実を行う。	・各学校における人権教育の組織的・計画的な推進に向けた支援(研修会の実施・学校訪問等) ・児童生徒及び教職員の人権尊重精神の高揚を図るための取組(研修会・講演会の実施等) ・児童生徒・家庭・地域への啓発(人権教育啓発資料の作成、及び活用等) ・東日本大震災による被災地の児童生徒数の把握。	・人権教育年間計画の整備 ・人権教育研修会の実施 ・人権教育講演会の実施 ・人権教育指導資料の活用	・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：34校	評価：B ・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：33校	・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：34校	教育委員会	学校教育課	H22
--------	-------------	--	---	--	---	---	---	-------	-------	-----

施策の方向 ②-イ 道徳教育を中心に、生命や人権を尊重する心や他人を思いやる心などの、豊かな人間性を育成する教育の推進に努めます。

124-10	人権啓発事業の推進(人権感覚の涵養)	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊さと平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布 ・人権擁護委員や人権啓発専門委員による人権相談の実施 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施 ・人権擁護委員研修会実施 ・相談しやすい環境整備の充実	・人権啓発標語募集 ・人権啓発標語の掲示等	・7-8月に標語募集 ・10月に審査 ・人権のついでに入選作品表彰式実施 ・広報紙、垂幕、啓発物資等に掲示	評価：A ・7-8月に標語募集 ・10月に審査 ・2/22ときめき鹿沼で入選作品表彰式実施 ・広報紙及びホームページに受賞作品を掲載 ・横断幕を作成し、市役所駐車場に掲示 ・啓発物品に印刷して活用	7-8月に標語募集 ・10月に審査 ・ときめき鹿沼で入選作品表彰式実施 ・広報かめま、横断幕、啓発物資等に掲示	市民部	人権・男女共同参画課	H22
124-05	人権擁護活動の推進(相談業務)【再掲】	すべての鹿沼市民の人権が尊重される明るい社会の実現のため、宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・人権擁護委員による人権相談の開設	・毎月第2木曜日の10:00-15:00に開設 ・人権週間(12/4～10日)に併せて相談所開設	評価：A 毎月第2木曜日10:00～15:00に相談窓口を開設した。(合計12回 相談件数1件) ・12/12に特設人権なんでも相談所を開設	・毎月第2木曜日の10:00-15:00に開設 ・人権週間(12/4～10日)に併せて相談所開設	市民部	人権・男女共同参画課	H22
702-01	人権教育の推進【再掲】	すべての学校において人権教育が組織的・計画的に推進されるよう、推進体制の整備充実を行う。	・各学校における人権教育の組織的・計画的な推進に向けた支援(研修会の実施・学校訪問等) ・児童生徒及び教職員の人権尊重精神の高揚を図るための取組(研修会・講演会の実施等) ・児童生徒・家庭・地域への啓発(人権教育啓発資料の作成、及び活用等) ・東日本大震災による被災地の児童生徒数の把握。	・人権教育年間計画の整備 ・人権教育研修会の実施 ・人権教育講演会の実施 ・人権教育指導資料の活用	・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：34校	評価：B ・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：33校	・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：34校	教育委員会	学校教育課	H22

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
------	-----	-------	-------	--------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	----------

評価の目安

A：達成	(100%)
B：概ね達成	(80%)
C：普通	(50%)
D：要検討	(30%)
E：未達成	(0%)

施策の方向 ②ーウ 学校における人権教育を推進するために、これまでに構築された体制を充実させ、研究指定校等での先導的、実践的な研究、各種資料の作成等により、人権に関する指導内容や方法の改善に努めます。

702-01	人権教育の推進 【再掲】	すべての学校において人権教育が組織的・計画的に推進されるよう、推進体制の整備充実を行う。	・各学校における人権教育の組織的・計画的な推進に向けた支援（研修会の実施・学校訪問等）。 ・児童生徒及び教職員の人権尊重精神の高揚を図るための取組（研修会・講演会の実施等） ・児童生徒・家庭・地域への啓発（人権教育啓発資料の作成、及び活用等） ・東日本大震災による被災地の児童生徒数の把握。	・人権教育年間計画の整備 ・人権教育研修会の実施 ・人権教育講演会の実施 ・人権教育指導資料の活用	・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：34校	評価：B ・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：23校 ・人権教育資料活用：33校	・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：34校	教育委員会	学校教育課	H22
--------	-----------------	--	--	--	---	---	---	-------	-------	-----

施策の方向 ②ーエ 学校教育や家庭教育、地域社会とのかかわりによって人権を尊重する態度が育まれるという認識のもと、学校と家庭、地域社会の連携により人権教育を推進します。

702-01	人権教育の推進 【再掲】	すべての学校において人権教育が組織的・計画的に推進されるよう、推進体制の整備充実を行う。	・各学校における人権教育の組織的・計画的な推進に向けた支援（研修会の実施・学校訪問等）。 ・児童生徒及び教職員の人権尊重精神の高揚を図るための取組（研修会・講演会の実施等） ・児童生徒・家庭・地域への啓発（人権教育啓発資料の作成、及び活用等） ・東日本大震災による被災地の児童生徒数の把握。	・人権教育年間計画の整備 ・人権教育研修会の実施 ・人権教育講演会の実施 ・人権教育指導資料の活用	・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：34校	評価：B ・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：23校 ・人権教育資料活用：33校	・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：34校	教育委員会	学校教育課	H22
--------	-----------------	--	--	--	---	---	---	-------	-------	-----

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
------	-----	-------	-------	--------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	----------

評価の目安	A：達成	(100%)
	B：概ね達成	(80%)
	C：普通	(50%)
	D：要検討	(30%)
	E：未達成	(0%)

第3章 1-3 家庭

施策の方向 ③ーア 一人ひとりの人権を大切にすること、家庭教育に関する学習機会の充実を図るとともに、家庭や住みよい社会づくりに関する情報の提供に努めます。

124-10	人権啓発事業の推進(人権感覚の涵養)【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊厳と平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布 ・人権擁護委員や人権啓発専門委員による人権相談の実施 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施 ・人権擁護委員研修会実施 ・相談しやすい環境整備の充実	・人権啓発標語募集 ・人権啓発標語の掲示等	・7-8月に標語募集 ・10月に審査 ・人権フェスタで入選作品表彰式実施 ・広報紙、垂幕、啓発物資等に掲示	評価：A ・7-8月に標語募集 ・10月に審査 ・2/22ときめき鹿沼で入選作品(12点)表彰式実施 ・広報紙及びホームページに受賞作品を掲載 ・横断幕を作成し、市役所駐車場に掲示 ・啓発物品に印刷して活用	7-8月に標語募集 ・10月に審査 ・ときめき鹿沼で入選作品表彰式実施 ・広報かぬま、横断幕、啓発物資等に掲示	市民部	人権・男女共同参画課	H22
1311-02	市民による健康づくり活動の推進	・食生活改善推進員が地域の食生活の問題を把握し、その改善を図り、地域全体の健康増進の向上を図る。 ・食生活改善の地区組織活動を行う食生活改善推進員を育成し、市民の健康の増進を図る。	・食生活改善推進員活動状況 ・自己研修会 ・地区活動 ・研修 ・地区巡回指導、協力 ・各種公民館まつり等の参加協力 ・独居老人給食サービス協力 ・打ち合わせ等 ・食生活改善推進員育成研修 食を通じ、健康管理ができる知識を身につけるための研修を行う。 ・講話(食改の役割、食について、体について、休養・心について) ・実践(調理)	・食生活の改善についての健康教室や相談回数 ・食生活の改善・推進のための食生活改善推進員活動回数	子ども：5回、若者・働き世代：30回、高齢者：20回 ・食生活改善推進員活動回数 80回	評価：A 子ども：12回、若者・働き世代：20回、高齢者：37回 ・食生活改善推進員活動回数 69回	子ども：5回、若者・働き世代：30回、高齢者：20回 ・食生活改善推進員活動回数 80回	保健福祉部	健康課	H22
703-01	家庭教育の支援(家庭教育学級)	家庭の教育力を向上させるため、児童・生徒の保護者や地域住民などが家庭教育に関する知識や技能を身につける学習活動等を活発に行う。	鹿沼市家庭教育振興会に委託して、下記事業を実施する。 1. 子育てスクール「家庭教育学級」の開催 2. 「子育てゼミナール」の開催 3. 「子育て交流のつどい」「家庭教育講演会」などの子育てに役立つ講演会等の開催 4. 地域子育て支援 5. 啓発ちらしの発行	・家庭教育学級の開設数(市内小中学校＋民間学級)	41学級開設	評価：A 40学級開設 ※板荷小・中の家庭教育学級が合併したため、学級数としては目標から減となったが、予定通り実施された。	40学級開設	教育委員会	生涯学習課	H22

施策の方向 ③ーイ 家庭での養育力や教育力の向上を図るため、家庭教育をはじめとする子育て支援事業を推進します。

703-02	家庭教育の支援(親学習プログラム)	家庭の教育力を向上させるため、児童・生徒の保護者や地域住民などが家庭教育に関する知識や技能を身につける学習活動等を活発に行う。	鹿沼市家庭教育振興会に委託して、下記事業を実施する。 1. 子育てスクール「家庭教育学級」の開催 2. 「子育てゼミナール」の開催 3. 「子育て交流のつどい」「家庭教育講演会」などの子育てに役立つ講演会等の開催 4. 地域子育て支援 5. 啓発ちらしの発行	・親学習プログラムの開催	親学習プログラムを開催要望を受けた全校で開催する	評価：A 開催要望のあった15校全てで開催した。	親学習プログラムを開催要望を受けた全校で開催する	教育委員会	生涯学習課	H22
--------	-------------------	---	--	--------------	--------------------------	-----------------------------	--------------------------	-------	-------	-----

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
評価の目安 A：達成 (100%) B：概ね達成 (80%) C：普通 (50%) D：要検討 (30%) E：未達成 (0%)										
施策の方向 ③ーウ 家族がお互いの人権を尊重しながら、従来からの固定的役割分担意識にとらわれることなく、互いに協力し支えあって生活できるよう人権意識の啓発に努めます。										
124-10	人権啓発事業の推進(人権感覚の涵養)【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊さと平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布 ・人権擁護委員や人権啓発専門委員による人権相談の実施 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施 ・人権擁護委員研修会実施 ・相談しやすい環境整備の充実	・人権啓発標語募集 ・人権啓発標語の掲示等	・7-8月に標語募集 ・10月に審査 ・人権のついでに入選作品表彰式実施 ・広報紙、垂幕、啓発物資等に掲示	評価：A ・7-8月に標語募集 ・10月に審査 ・2/22ときめき鹿沼で入選作品(12点)表彰式実施 ・広報紙及びホームページに受賞作品を掲載 ・横断幕を作成し、市役所駐車場に掲示 ・啓発物品に印刷して活用	・10月に審査 ・ときめき鹿沼で入選作品表彰式実施 ・広報かぬま、横断幕、啓発物資等に掲示	市民部	人権・男女共同参画課	H22
施策の方向 ③ーエ 家庭内での子ども、高齢者、障がいのある人等に対する虐待や女性への暴力に関する相談・支援体制の充実を図ります。										
133-03	障がい者の地域生活支援	障がい者が社会参加を目指すうえで障がいとなる事項の解消を図る。 ・相談支援 ・意思疎通支援	直接実施 申請者から申請を受け支給決定を行う。 ・相談支援事業委託 ・手話通訳、要約筆記派遣委託 ・障がい者団体運営の支援	適切な支給決定	適切な支給決定	評価：A ・相談支援業務に関しては、基幹相談支援センターへ委託した。 ・手話通訳者、要約筆記の派遣 ・障がい者団体活動の支援 ・関係団体との連携が図れた。	適切な相談支援や連携体制の構築として ・相談支援事業委託 ・手話通訳者、要約筆記の派遣 ・障がい者団体活動の支援	保健福祉部	障がい福祉課	H22
134-01	地域包括ケアシステムの推進【再掲】	高齢者が、介護保険の要介護状態等となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を送れるよう支援する。	1地域包括支援センターの運営 (1)総合相談支援 (2)権利擁護 (3)包括的・総括的ケアマネジメント支援 2地域支援事業の充実 (1)在宅医療介護連携 (2)生活支援体制整備 (3)認知症総合支援 (4)地域ケア会議推進 3高齢者地域支援の推進 (1)家族介護支援 (2)その他	・(総合相談のうち)高齢者虐待等権利擁護に関する相談 ・高齢者の権利擁護に関する研修会の開催	・総合相談件数：8,000件(内、高齢者虐待等に関する相談：300件) ・高齢者の権利擁護に関する研修会：1回	評価：A ・総合相談件数：8,898件(内、高齢者虐待等に関する相談396件) ・高齢者の権利擁護に関する研修会：1回 177人	・総合相談件数：8,000件(内、高齢者虐待等に関する相談：300件) ・高齢者の権利擁護に関する研修会：1回	保健福祉部	高齢福祉課	H22
193-02	児童虐待防止対策・養育支援(実施事業)【再掲】	・家庭における適切な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図る。 ・虐待の発生予防、早期発見・早期対応、さらに、虐待の再発防止に努め、子どもの権利擁護を図る。 ・市民一人ひとりの児童虐待の防止についての意識向上を図る。 ・ヤングケアラーの支援を推進する。	・家庭相談員が家庭における児童の様々な相談に応じ、助言・指導、また、家庭の様子を確認する。 ・要保護児童対策ネットワーク会議による関係機関の連携を強化する。 ・広報紙やホームページなどを活用した児童虐待防止やヤングケアラーに関する周知啓発を行う。	・家庭相談員による適切な相談の実施 ・要保護児童対策ネットワーク会議の開催	・相談対応件数：4,000件 ・会議5回開催	評価：A 相談のあったケースについてもれなく対応できた。 ・相談対応件数 3,848件 ・会議5回開催	・相談対応件数：4,000件 ・会議5回開催	こども未来部	こども・家庭サポートセンター	H22
193-03	ひとり親家庭福祉対策【再掲】	・経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭の生活の自立を図る。	・母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の就労や生活の自立に関する相談・支援を実施する。	母子・父子自立支援員による相談の実施	相談対応件数：960件	評価：A 相談のあったケースについてもれなく対応できた。 ・相談対応件数：974件	相談対応件数：960件	こども未来部	センター・家庭サポート	H22

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
評価の目安 A：達成（100%） B：概ね達成（80%） C：普通（50%） D：要検討（30%） E：未達成（0%）										

第3章 1-4 地域社会

施策の方向 ④ーア 市民一人ひとりが生涯にわたって人権に関する多様な学習が受けられるよう、学習機会の充実に努めます。

124-04	人権啓発事業の推進 （啓発業務）【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊さと平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施。 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施。 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布。 ・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・人権講演会を開催 ・街頭人権啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施 ・人権啓発講座の実施 ・広報誌、ホームページで啓発	・人権講演会の開催 ・街頭啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施	評価：A ・「ときめき鹿沼」において講演会開催（2/22、参加者189名） ・ウエルフェアかぬま、ふるさとあわの秋まつり会場や市内の大型店舗において啓発物資の配布を実施 ・8月に図書館本館、情報センター1階、市役所1階において人権パネル展を実施	・人権講演会の開催 ・街頭啓発活動の実施 ・人権パネル展の実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
--------	-------------------------	---	---	---	---------------------------------------	---	---------------------------------------	-----	------------	-----

施策の方向 ④ーイ 地域の実情や学習者のニーズを把握しながら、身近な課題や参加型学習を取り上げるなど、学習意欲を高めるような学習内容及び方法の工夫改善に努めます。

124-08	人権啓発事業の推進（同和対策・調査）【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊さと平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施。 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施。 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布。 ・人権擁護委員や人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	同和問題に対する市民の意識調査の実施	・毎月第2木曜日に人権相談を実施 ・小学校で人権の花運動中学校で人権講話の実施	評価：A 毎月第2木曜日10:00～15:00に相談窓口を開設した。 （合計12回 相談件数1件） ・小学校で人権の花運動（5校）中学校で人権講話（3校）の実施 ・人権擁護委員会研修会の実施	・毎月第2木曜日に人権相談を実施 ・小学校で人権の花運動中学校で人権講話の実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
--------	------------------------	---	---	--------------------	--	---	--	-----	------------	-----

施策の方向 ④ーウ 地域社会において、効果的な人権教育・啓発活動を推進していくために指導者の養成に努めます。

124-11	人権啓発事業の推進（指導者の養成）	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊さと平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・民生委員・児童委員への人権研修に対する補助の実施 ・人権擁護委員の活動内容の周知	・人権研修補助金の交付 ・人権擁護委員候補者の推薦	人権擁護委員維持のための推薦	評価：A 人権擁護委員維持のための推薦	人権擁護委員維持のための推薦	市民部	人権・男女共同参画課	H22
124-12	人権擁護活動の推進（委員研修業務）【再掲】	すべての鹿沼市民の人権が尊重される明るい社会の実現のため、宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・人権に関わりの深い特定職業従事施設等への視察及び人権関連機関による研修の受講	・人権擁護委員のための研修の実施	人権擁護委員研修：年3回	評価：A 7月、11月、1月に研修会を開催	人権擁護委員研修：年3回	市民部	人権・男女共同参画課	H23

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
------	-----	-------	-------	--------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	----------

評価の目安

A: 達成	(100%)
B: 概ね達成	(80%)
C: 普通	(50%)
D: 要検討	(30%)
E: 未達成	(0%)

施策の方向 ④一エ人権問題を正しく認識するための情報提供を行うとともに、視聴覚教材及び各種資料の整備、活用を図ります。

7031-01	子どもの読書活動の推進	家庭・地域・学校・図書館等が連携しながら、子どもが読書に親しむ機会をつくり、読書を通して心豊かな生活を送ることができるような環境や施策を推進する。	・絵本を通して赤ちゃんと保護者とのふれあいのひとときをつくる。 ・3館で、年齢にあったおはなし会・人形劇等を実施する。 ・本を読む子どもの集いを実施する。	・ブックスタートの実施 ・おはなし会等の実施 ・人権に関する資料等の特集展示		・ブックスタート: 12回 ・おはなし会等: 120回 ・小学1年生へ読書通帳を配布 ・人権に関する資料等の特集展示	評価: A ・ブックスタート: 129回 ・おはなし会等: 120回 ・小学1年生へ読書通帳を配布 ・人権に関する資料等の特集展示を実施した。	ブックスタート 12回 おはなし会等 120回 ・小学1年生へ読書通帳を配布 ・人権に関する資料等の特集展示	教育委員会	図書館	H25
7031-02	読書普及事業の推進	市民全体が読書に親しみ、読書を通して心豊かな生活を送ることができるように、読書環境を整え、全市民的に読書活動を啓発し、普及させることを目標とする。	・一人でも多くの市民に読書の楽しさ、大切さを知ってもらうための手段として、さまざまな分野の資料を用意して貸し出しする。 ・図書館3館間の資料の配送・コミュニティセンター等への貸出文庫、県内図書館との相互貸借によって、より多くの図書に触れる機会を増加させる。 ・図書館ボランティアを育成し、連携して、より多くの市民への読書普及の機会を増加させる。	図書館資料の貸出	340,272点	評価: A 474,885点 ・図書館3館間の資料の配送・コミュニティセンター等への貸出文庫、県内図書館との相互貸借によって、貸出をした。	454,607点		教育委員会	図書館	H25

施策の方向 ④一オ 学校及び家庭との連携に努め、人権教育・啓発の推進を図ります。

702-01	人権教育の推進【再掲】	すべての学校において人権教育が組織的・計画的に推進されるよう、推進体制の整備充実を行う。	・各学校における人権教育の組織的・計画的な推進に向けた支援(研修会の実施・学校訪問等)。 ・児童生徒及び教職員の人権尊重精神の高揚を図るための取組(研修会・講演会の実施等) ・児童生徒・家庭・地域への啓発(人権教育啓発資料の作成、及び活用等) ・東日本大震災による被災地の児童生徒数の把握。	・人権教育年間計画の整備 ・人権教育研修会の実施 ・人権教育講演会の実施 ・人権教育指導資料の活用	・年間計画の整備: 34校 ・研修会参加校: 34校 ・講演会希望校: 25校 ・人権教育資料活用: 34校	評価: B ・年間計画の整備: 34校 ・研修会参加校: 34校 ・講演会希望校: 23校 ・人権教育資料活用: 33校	・年間計画の整備: 34校 ・研修会参加校: 34校 ・講演会希望校: 25校 ・人権教育資料活用: 34校	教育委員会	学校教育課	H22
--------	-------------	--	--	--	---	--	---	-------	-------	-----

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
------	-----	-------	-------	--------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	----------

評価の目安

A：達成	(100%)
B：概ね達成	(80%)
C：普通	(50%)
D：要検討	(30%)
E：未達成	(0%)

第3章 1-5 企業・職場

施策の方向 ⑤ーア 企業の経営者、人事担当者などが人権問題について正しい認識と理解を深め、人権尊重の精神を身につけるように関係機関等との協力のもと啓発事業・研修会等の開催を支援します。

141-02	雇用関連機関との連携【再掲】	雇用関係団体との情報交換や事業連携を行い、雇用状況の把握と市内企業の雇用促進を図る。	市と関係団体（ハローワーク・鹿沼商工会議所・栗野商工会）で組織する「鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会」により各種事業を実施し、若年者や女性、高齢者、シニア世代の就業機会の拡大を図る。	・関係団体との連携（鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会による事業実施） ・企業への情報提供（国等からのパンフレットの送付）	鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会による各種事業の実施	評価：A 鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会により、「合同企業説明会inかめま」(6/19)を開催した。 女性とシニア向けに、セミナー(10/31)や個別相談会(11/6)、ミニ面接会(11/20)を開催した。 働き方改革関連セミナー(8/6)でイクボス宣言等の周知を行った。	鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会による各種事業の実施	経済部	産業振興課	H22
--------	----------------	--	---	---	----------------------------	--	----------------------------	-----	-------	-----

施策の方向 ⑤ーイ すべての人がその能力を十分に発揮できる職場づくりの推進を図るため、公正な採用選考など企業に対する人権教育・啓発に努めます。

141-02	雇用関連機関との連携【再掲】	雇用関係団体との情報交換や事業連携を行い、雇用状況の把握と市内企業の雇用促進を図る。	市と関係団体（ハローワーク・鹿沼商工会議所・栗野商工会）で組織する「鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会」により各種事業を実施し、若年者や女性、高齢者、シニア世代の就業機会の拡大を図る。	・関係団体との連携（鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会による事業実施） ・企業への情報提供（国等からのパンフレットの送付）	鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会による各種事業の実施	評価：A 鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会により、「合同企業説明会inかめま」(6/19)を開催した。 女性とシニア向けに、セミナー(10/31)や個別相談会(11/6)、ミニ面接会(11/20)を開催した。 働き方改革関連セミナー(8/6)でイクボス宣言等の周知を行った。	鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会による各種事業の実施	経済部	産業振興課	H22
--------	----------------	--	---	---	----------------------------	--	----------------------------	-----	-------	-----

施策の方向 ⑤ーウ 企業等に対し職場内研修教材としてパンフレット等の配布などを行い、人権教育・啓発の支援に努めます。また、研修実施推進のための講師紹介等の支援に努めます。

141-02	雇用関連機関との連携【再掲】	雇用関係団体との情報交換や事業連携を行い、雇用状況の把握と市内企業の雇用促進を図る。	市と関係団体（ハローワーク・鹿沼商工会議所・栗野商工会）で組織する「鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会」により各種事業を実施し、若年者や女性、高齢者、シニア世代の就業機会の拡大を図る。	・関係団体との連携（鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会による事業実施） ・企業への情報提供（国等からのパンフレットの送付）	鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会による各種事業の実施	評価：A 鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会により、「合同企業説明会inかめま」(6/19)を開催した。 女性とシニア向けに、セミナー(10/31)や個別相談会(11/6)、ミニ面接会(11/20)を開催した。 働き方改革関連セミナー(8/6)でイクボス宣言等の周知を行った。	鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会による各種事業の実施	経済部	産業振興課	H22
--------	----------------	--	---	---	----------------------------	--	----------------------------	-----	-------	-----

施策の方向 ⑤ーエ 就労の機会均等や雇用の安定を図るため、また、職場における労働問題の解消のために関係機関との連携を密にし、労働相談に関する支援体制の充実に努めます。

141-02	雇用関連機関との連携【再掲】	雇用関係団体との情報交換や事業連携を行い、雇用状況の把握と市内企業の雇用促進を図る。	市と関係団体（ハローワーク・鹿沼商工会議所・栗野商工会）で組織する「鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会」により各種事業を実施し、若年者や女性、高齢者、シニア世代の就業機会の拡大を図る。	・関係団体との連携（鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会による事業実施） ・企業への情報提供（国等からのパンフレットの送付）	鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会による各種事業の実施	評価：A 鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会により、「合同企業説明会inかめま」(6/19)を開催した。 女性とシニア向けに、セミナー(10/31)や個別相談会(11/6)、ミニ面接会(11/20)を開催した。 働き方改革関連セミナー(8/6)でイクボス宣言等の周知を行った。	鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会による各種事業の実施	経済部	産業振興課	H22
--------	----------------	--	---	---	----------------------------	--	----------------------------	-----	-------	-----

事業表

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
------	-----	-------	-------	--------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	----------

評価の目安	A：達成	(100%)
	B：概ね達成	(80%)
	C：普通	(50%)
	D：要検討	(30%)
	E：未達成	(0%)

第3章 2-1 市職員

施策の方向 ① 今後も、より高い人権意識の醸成を目指すため、各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。また、活発で効果的な職場研修の一層の推進を図るとともに、公務員として、地域社会においても様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。また、職員一人ひとりが業務を行なう上で人権尊重の視点に配慮し、主体的な行動が取れるよう、充実した研修を行なっています。

117-01	職員の人材育成	人権についての認識を深めるとともに、差別のない明るい市民生活形成のために、人権問題解決について、行政の果たす役割を自覚し、人権行政を積極的に推進する職員を育成する。	・新採職員向けに、人権啓発に関する研修を実施する。 ・採用10年目前後の職員向けに、人権啓発に関する研修を実施する。	研修受講アンケートにおける研修理解度	研修理解度 90%以上	評価：B 研修理解度 84%	研修理解度 90%以上	行政 経営部	人事 課	H22
124-13	人権啓発事業の推進(職員研修業務)	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊さと平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・部落解放同盟栃木県連合会及び栃木県教育委員会による研修	・市職員のための研修の実施	職員人権啓発講座2回実施	評価：A 職員人権啓発講座：2回実施 4月：新採職員 11月：中堅職員	職員人権啓発講座2回実施	市民部	人権・男女共同参画課	H31

第3章 2-2 教職員・社会教育関係者

施策の方向 ② 教職員が様々な人権問題を正しく理解し、人権尊重の精神に徹して、子どもたちに対して正しく人権教育を実施できるよう、関係機関などと連携した計画的、継続的な研修の場の整備を図ります。また、社会教育関係職員は、社会での指導者として、様々な人権問題についての理解と認識を深めるとともに、指導力や人権意識の向上を図り、人権問題の解決に資することができるよう、社会教育関係職員研修の充実に努めます。

702-01	人権教育の推進【再掲】	すべての学校において人権教育が組織的・計画的に推進されるよう、推進体制の整備充実を行う。	・各学校における人権教育の組織的・計画的な推進に向けた支援(研修会の実施・学校訪問等)。 ・児童生徒及び教職員の人権尊重精神の高揚を図るための取組(研修会・講演会の実施等) ・児童生徒・家庭・地域への啓発(人権教育啓発資料の作成、及び活用等) ・東日本大震災による被災地の児童生徒数の把握。	・人権教育年間計画の整備 ・人権教育研修会の実施 ・人権教育講演会の実施 ・人権教育指導資料の活用	・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：34校 ・講演会希望校：23校 ・人権教育資料活用：33校	評価：B ・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：34校	・年間計画の整備：34校 ・研修会参加校：34校 ・講演会希望校：25校 ・人権教育資料活用：34校	教育委員会	学校教育課	H22
1253-04	南部地区会館事業の推進(人権学習総合講座)【再掲】	基本的人権を尊重し、同和問題を始めとする様々な人権問題を解決するために、住民の人権意識の高揚、健康の増進及び生活文化の振興を図ることを目的とする。	南部地区会館において各種講座等を開催し、人権に対する正しい認識と理解を得るために、人権教育・人権啓発を行いながら、地域住民との交流を深める。	・人権学習総合講座(南部地区会館、隣保館利用団体を対象)参加者数	参加者数：20人以上	評価：E ウエルフェアかめまにおける開催を予定していたが、選挙により中止となった	ウエルフェアかめまにおいて講演会を実施	市民部	館画人課(南男部女地区区同会参)	H22

第3章 2-3 医療・保健・福祉関係者

施策の方向 ③ 市関係の医療保健福祉関係者に対する人権研修の充実に努めるとともに、民間関係機関の積極的な人権研修の取り組みを支援します。

117-01	職員の人材育成【再掲】	人権についての認識を深めるとともに、差別のない明るい市民生活形成のために、人権問題解決について、行政の果たす役割を自覚し、人権行政を積極的に推進する職員を育成する。	・新採職員向けに、人権啓発に関する研修を実施する。 ・採用10年目前後の職員向けに、人権啓発に関する研修を実施する。	研修受講アンケートにおける研修理解度	研修理解度 90%以上	評価：B 研修理解度 84%	研修理解度 90%以上	行政 経営部	人事 課	H22
124-13	人権啓発事業の推進(職員研修業務)【再掲】	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊さと平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・部落解放同盟栃木県連合会及び栃木県教育委員会による研修	・市職員のための研修の実施	職員人権啓発講座2回実施	評価：A 職員人権啓発講座：2回実施 4月：新採職員 11月：中堅職員	職員人権啓発講座2回実施	市民部	課人権・男女共同参画	H22

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
評価の目安 A：達成 (100%) B：概ね達成 (80%) C：普通 (50%) D：要検討 (30%) E：未達成 (0%)										
131-02	民生委員・児童委員活動支援	鹿沼市民生委員児童委員協議会連合会が、地区民生委員児童委員協議会と連携し、民生委員・児童委員及び主任児童委員の人格及び識見の向上のために知識及び技術の習得に努める活動を支援する。また、市が実施する福祉事業への協力を依頼することにより、地域福祉及び社会福祉の増進を図る。また、3年に1度の一斉改選の円滑な事務進行に努め、定数の確保を図る。	・全体研修会、各福祉部会(高齢者・障害者・児童・地域・主任児童委員)研修会の企画実施。 ・民生委員・児童委員の職務の連絡調整、活動の広報、人材確保の促進活動の実施。 ・地区民児協の活動の支援	委員活動を支援するための研修会の開催	・全体研修会:2回 ・部会研修会:10回 ・部会研修会企画運営会議:1回	評価:A 研修について、予定通り実施できた。 部会研修会企画運営会議について、予定通り開催し、研修内容、講師について決定することができた。	・全体研修会:2回 ・部会研修会:5回 ・部会研修会企画運営会議:1回 ・新任研修会1回	保健福祉部	厚生課	H22

第3章 2-4 消防職員

施策の方向 ④ 消防職員は消火活動、救急救命活動、水難救助活動などの職務を担い、住民の生命、身体の安全や財産の保護に関わることから、各地区の消防団員を含め、人権に配慮した任務の遂行が行なえるよう研修の充実に努めます。

117-01	職員の人材育成【再掲】	人権についての認識を深めるとともに、差別のない明るい市民生活形成のために、人権問題解決について、行政の果たす役割を自覚し、人権行政を積極的に推進する職員を育成する。	・新規職員向けに、人権啓発に関する研修を実施する。 ・採用10年目前後の職員向けに、人権啓発に関する研修を実施する。	研修受講アンケートにおける研修理解度	研修理解度 90%以上	評価:B 研修理解度 84%	研修理解度 90%以上	行政経営部	人事課	H22
805-01	救急救命士の養成・研修	高度な救命処置を行うことができる救急救命士を計画的に養成することにより、地域一人ひとりに平等な救命処置を提供するため。	救急救命士1名を救急救命士国家資格取得のため、救急救命東京研修所に派遣する。 上都賀総合病院及び獨協医科大学病院において、気管挿管病院実習及び救急救命士病院実習を実施する。	救急救命士養成人員:1人	救急救命士養成:1人 指導救命士養成:1人 ビデオ喉頭鏡講習:2人 気管挿管救命士養成:2人	評価:A 救急救命士養成:1人 指導救命士養成:1人 ビデオ喉頭鏡講習:2人 気管挿管救命士養成:2人	救急救命士養成:1人 指導救命士養成:1人 ビデオ喉頭鏡講習:2人 気管挿管救命士養成:2人	消防本部	警防救急課	H23
801-01	消防職員の人材育成・研修	複雑多様化する各種災害への確に対応するため、専門的かつ高度なスキルを身につけた消防職員を養成する。	消防職員研修計画に基づき、消防大学校や消防学校などの研修機関へ職員を派遣する。	消防学校及び消防大学校への派遣人数:30人	消防学校及び消防大学校への派遣人数22人	評価:B 新規採用職員が初任教育中に3名退職したため、消防学校及び消防大学校への派遣人数18人	消防学校及び消防大学校への派遣人数21人	消防本部	消防総務課	H23

第3章 2-5 マスメディア関係者

施策の方向 ⑤ マスメディア関係者に対し、その活動を通して積極的に住民に対して人権尊重の働きかけを行なうよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促します。

124-14	人権啓発事業の推進(適正な報道の推進)	差別や偏見など、人権侵害を許さない明るい社会を築くため、全市民を対象に人権問題学習会、街頭啓発、広報などを実施し、命の尊さと平和について普及啓発を図り、全ての人権問題の解決に努める。	・人権講演会の開催 ・人権啓発標語募集 ・街頭人権啓発活動の実施。 ・出前講座等による各種団体・企業・コミュニティセンター等の研修会実施。 ・啓発資料を作成し、市内企業や各種団体に配布。 ・人権擁護委員や人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小・中学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・人権啓発事業の案内についての依頼や報道依頼の実施	・人権講演会の開催	評価:A 2/22ときめき鹿沼において人権講演会を開催	・人権講演会の開催	市民部	人権・男女共同参画課	H22
--------	---------------------	---	---	---------------------------	-----------	--------------------------------	-----------	-----	------------	-----

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
------	-----	-------	-------	--------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	----------

評価の目安	A：達成	(100%)
	B：概ね達成	(80%)
	C：普通	(50%)
	D：要検討	(30%)
	E：未達成	(0%)

第4章 1 女性・相談支援

施策の方向 女性への人権侵害に関する相談機関(市各相談窓口、法務局、警察、県婦人相談所(とちぎ男女共同参画センターパルティ相談室、民間団体のNPO法人、法テラスなど)の所在の周知を図ることや、各相談機関と連携を密にし、相談・支援体制の充実を図ります。

193-07	女性に対するあらゆる暴力の根絶【再掲】	女性への暴力等の相談体制の整備	・女性相談業務の実施 ・各機関との連携	各機関と連携し相談者に応じた対応	各機関と連携し相談者に応じた対応	評価：A ・相談対応件数：1,420件 各機関と連携し相談者に応じた対応をすることができた。	各機関と連携し相談者に応じた対応	こども未来部	ポート・家庭サービス	H22
124-05	人権擁護活動の推進(相談業務)【再掲】	すべての鹿沼市民の人権が尊重される明るい社会の実現のため、宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・人権擁護委員による人権相談の開設	・毎月第2木曜日の10:00～15:00に開設 ・人権週間(12/4～10日)に併せ相談所開設	評価：A 毎月第2木曜日10:00～15:00に相談窓口を開設した。 (合計12回 相談件数1件) ・12/12に特設人権なんでも相談所を開設	・毎月第2木曜日の10:00～15:00に開設 ・人権週間(12/4～10日)に併せ相談所開設	市民部	人権・男女共同参画課	H22
193-03	ひとり親家庭福祉対策【再掲】	・経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭の生活の自立を図る。	・母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の就労や生活の自立に関する相談・支援を実施する。	母子・父子自立支援員による相談の実施	相談対応件数：960件	評価：A 相談のあったケースについてもれなく対応できた。 ・相談対応件数：974件	相談対応件数：960件	こども未来部	タコボト・家庭サービス	H22

第4章 2 子ども・相談支援

② 児童虐待に関する通告、相談は児童相談所または福祉事務所となっていますが、早期発見、早期対応が重要であるため、平成29年4月から子育て世代包括支援センター「いちごっこかぬま」を設置し、妊娠届時の面接から支援の必要な妊婦さんが安心して出産・子育てに臨めるよう早期からの相談・支援の充実を図ります。また、同時期に開設された「こども総合サポートセンター」と連携し、切れ目のない支援を図ります。「こども総合サポートセンター」では、「乳幼児期から就学期、就労期」まで一貫した支援をワンストップでサポートしていくほか、学校などでのいじめの問題についても、学校はもとより、こども総合サポートセンターと総合教育研究所の連携をもって、相談体制の充実を図ります。また、家庭における子どもの養育などの相談を受ける家庭相談員や、ひとり親家庭の自立支援などを行う母子・父子自立支援員、若者のひきこもりなどの相談を受ける青少年相談員などについては、各種研修会へ積極的に参加させ、その資質やスキルの向上を図るとともに、要保護児童対策ネットワーク会議や子ども・若者支援地域協議会との連携により、相談・支援体制の充実を図ります。

施策の方向

124-06	人権擁護活動の推進(学校啓発業務)【再掲】	すべての鹿沼市民の人権が尊重される明るい社会の実現のため、宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・人権擁護委員や人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・小学校で人権の花の贈呈を行う。 ・中学校で人権講話を行う。	・人権の花贈呈：5校(板荷小、みなみ小、栗野小、清州第1小、清州第2小) ・人権講話：4校(東中、北大飼中、北押原中、加蘇中)	評価：A ・人権の花贈呈5校実施 5校(板荷小、みなみ小、栗野小、清州第1小、清州第2小) ・人権講話4校実施(東中、北大飼中、北押原中、加蘇中)	・人権の花贈呈5校実施 ・人権講話3校実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
1311-03	乳幼児健康診査	・子どもの成長発達を理解し、見通しを持った子育てが出来る事により親の育児力を高める。 ・疾病や発達課題の早期発見をし治療・療育につなぐ。 ・育児の相談の場として育児者の精神面を支え、積極的に育児に取り組めるようにする。 ・同年齢の子どもを育てる仲間づくりの場とする。	・先天性股関節脱臼検診、4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児健診・5歳児健診(いちご健診)の健康診査の実施	・健診実施回数 ・広報等による周知	・健診実施回数：60回 ・5歳児健診：33回 ・広報等の周知：1回	評価A ・健診実施回数：60回 ・5歳児健診：36回 ・広報等の周知：1回 5歳児健診欠席者への来所型健診日を追加	・健診実施回数：58回 ・5歳児健診：33回 ・広報等の周知：1回	保健福祉部	健康課	H25
193-02	児童虐待防止対策・養育支援(実施事業)【再掲】	・家庭における適切な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図る。 ・虐待の発生予防、早期発見・早期対応、さらに、虐待の再発防止に努め、子どもの権利擁護を図る。 ・市民一人ひとりの児童虐待の防止についての意識向上を図る。 ・ヤングケアラーの支援を推進する。	・家庭相談員が家庭における児童の様々な相談に応じ、助言・指導、また、家庭の様子を確認する。 ・要保護児童対策ネットワーク会議による関係機関の連携を強化する。 ・広報紙やホームページなどを活用した児童虐待防止やヤングケアラーに関する周知啓発を行う。	・家庭相談員による適切な相談の実施 ・要保護児童対策ネットワーク会議の開催	・相談対応件数：4,000件 ・会議5回開催	評価：A 相談のあったケースについてもれなく対応できた。 ・相談対応件数3,848件 ・会議5回開催	・相談対応件数：4,000件 ・会議5回開催	こども未来部	タコボト・家庭サポートセンター	H22

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に寄与できる活動指標	令和6年度活動指標目標	令和6年度活動指標実績	令和7年度活動指標目標	部	課	掲載年度
評価の目安 A：達成 (100%) B：概ね達成 (80%) C：普通 (50%) D：要検討 (30%) E：未達成 (0%)										
193-03	ひとり親家庭福祉対策【再掲】	・経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭の生活の自立を図る。	・母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の就労や生活の自立に関する相談・支援を実施する。	母子・父子自立支援員による相談の実施	相談対応件数：960件	評価：A 相談のあったケースについてもれなく対応できた。 ・相談対応件数：974件	相談対応件数：960件	こども未来部	こども・家庭サポートセンター	H22
193-05	青少年相談・支援	・青少年のさまざまな悩みに関する相談・支援を実施する。	・青少年相談員が、本人また、その家族の相談に応じ、助言・指導を実施する。 ・子ども・若者支援地域協議会による、関係機関の連携を強化する。	・青少年相談員による相談の実施 ・子ども・若者支援地域協議会の開催	・相談対応件数：360件 ・研修会への参加	評価：A 相談のあったケースについてもれなく対応できた。 ・相談対応件数：476件 ・研修会の参加：25回	・青少年相談員による相談の実施	教育委員会事務局	こども・家庭サポートセンター 生涯学習課	H22
7013-02	教育相談の充実	教育的支援を要する児童生徒及び保護者に対して適切な支援のあり方を助言する。相談の内容については、保護者の同意を得て学校との連係を図り児童生徒の適応支援を行う。	教育相談専門員による教育相談、就学相談、学校への巡回相談、家庭訪問等各種相談を充実させる。また医療機関や関係機関との連携も図る。	・教育相談専門員による教育相談室での来室相談(就学相談、教育相談) ・学校への巡回相談 ・家庭訪問など各種相談事業の充実 ・医療との連携	・相談件数：1300件 ・医療相談件数：5件	評価：B 相談件数：1120件(R7年度2月末日) 相談者の様々なニーズに応じて、寄り添いながら相談をすすめることができた。 医療相談：5件	・相談件数：1300件 ・医療相談件数：5件	教育委員会	総合教育研究所	H22

第4章 3 高齢者・相談支援

③ 高齢者が住みなれた地域で、健康を維持し、人々と交流を持ちながら、いきいきとした生活を送れるよう、民生委員児童委員、鹿沼市福祉事務所や地域包括支援センターの相談窓口などにおける相談体制の充実を図ります。また、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題や検討事項について、鹿沼市地域ケア会議を中心に、関係団体・機関等と連携を深め、相談体制の充実を図ります。

施策の方向

124-06	人権擁護活動の推進(学校啓発業務)【再掲】	すべての鹿沼市民の人権が尊重される明るい社会の実現のため、宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・人権擁護委員や人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・小学校で人権の花の贈呈を行う。 ・中学校で人権講話を行う。	・人権の花贈呈：5校(板荷小、みなみ小、栗野小、清州第1小、清州第2小) ・人権講話：4校(東中、北犬飼中、北押原中、加蘇中)	評価：A ・人権の花贈呈5校(板荷小、みなみ小、栗野小、清州第一小、清州第二小) ・人権講話4校実施(東中、北犬飼中、北押原中、加蘇中)	・人権の花贈呈5校実施 ・人権講話3校実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
124-05	人権擁護活動の推進(相談業務)【再掲】	すべての鹿沼市民の人権が尊重される明るい社会の実現のため、宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・人権擁護委員による人権相談の開設	・毎月第2木曜日の10:00～15:00に開設 ・人権週間(12/4～10日)に併せ相談所開設	評価：A 毎月第2木曜日10:00～15:00に相談窓口を開設した。(合計12回 相談件数1件) ・12/12に特設人権なんでも相談所を開設	・毎月第2木曜日の10:00～15:00に開設 ・人権週間(12/4～10日)に併せ相談所開設	市民部	人権・男女共同参画課	H22
134-02	高齢者地域支援事業の推進【再掲】	高齢者が、介護保険の要介護状態等となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を送れるよう支援する。	1地域包括支援センターの運営 (1)総合相談支援 (2)権利擁護 (3)包括的・継続的ケアマネジメント支援 2地域支援事業の充実 (1)在宅医療介護連携 (2)生活支援体制整備 (3)認知症総合支援 (4)地域ケア会議推進 3高齢者地域支援の推進 (1)家族介護支援 (2)その他	・高齢者の権利擁護や認知症施策に関する研修会の開催	・認知症サポーター養成講座：18回(330人)	評価：A ・認知症サポーター養成講座：17回(759人)	・認知症サポーター養成講座：18回(330人) ・権利擁護に関する出前講座：1回	保健福祉部	高齢福祉課	H22

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
評価の目安 A：達成 (100%) B：概ね達成 (80%) C：普通 (50%) D：要検討 (30%) E：未達成 (0%)										
134-01	地域包括ケアシ テムの推進【再掲】	高齢者が、介護保険の要 介護状態等となることを 予防し、社会に参加しつ つ、地域において自立した 日常生活を送れるよう支 援する。	1地域包括支援セン ターの運営 (1)総合相談支援 (2)権利擁護 (3)包括的・継続的ケ アマ ネジメント支援 2地域支援事業の充実 (1)在宅医療介護連携 (2)生活支援体制整備 (3)認知症総合支援 (4)地域ケア会議推進 3高齢者地域支援の推進 (1)家族介護支援 (2)その他	・(総合相談のうち)高齢者 虐待等権利擁護に関する 相談 ・高齢者の権利擁護に関す る研修会の開催	・総合相談件数:8,000 件(内、高齢者虐待等 に関する相談:300件) ・高齢者の権利擁護に 関する研修会:1回	評価:A ・総合相談件数: 8,898件(内、高齢 者虐待等に関する 相談396件) ・高齢者の権利擁 護に関する研修 会:1回 177人	・総合相談件数:8,000 件(内、高齢者虐待等 に関する相談:300件) ・高齢者の権利擁護に 関する研修会:1回	保健 福祉 部	高 齢 福 祉 課	H22
131-03	福祉まるごと相談室 の設置	重層的支援体制整備事業 の核を担う包括的相談支 援事業について、各支援 機関(内部・外部)との連 携や支援体制を整える。	既存の相談支援等の取 組みを活かしつつ、地 域の複雑化・複合化し たニーズに対応する包 括的な支援体制を構築 していく	各機関と連携し相談者に応 じた対応	各機関と連携し相談 者に応じた対応	評価:A 各機関と連携し相 談者に応じた対応 ができた	各機関と連携し相談 者に応じた対応	保健 福祉 部	厚 生 課	R6

第4章 4 障がいのある人・相談支援

③ 障がいのある人の生活にきめ細かな障害福祉サービスを提供していくために、市や障害者相談支援センターの相談窓口などにおける相談体制の充実を図ります。また、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域課題を共有し、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担う鹿沼市地域自立支援協議会を中心とした関係団体・機関等と連携を深め、相談支援体制の充実を図ります。

133-03	障がい者の地域生 活支援	障がい者が社会参加を目 指すうえで障がいとなる事 項の解消を図る。 ・相談支援 ・意思疎通支援	直接実施 申請者から申請を受け 支給決定を行う。 ・相談支援事業委託 ・手話通訳、要約筆記 派遣委託 ・障がい者団体運営の 支援	適切な相談支援 連携体制の構築	適切な相談支援 連携体制の構築	評価:A ・相談支援業務に 関しては、基幹相 談支援センターへ 委託した。 ・手話通訳者派遣 事業、要約筆記派 遣事業を委託して 行った。 ・関係団体との連 携が図れた。	適切な相談支援や連 携体制の構 築として ・相談支援事業委託 ・手話通訳者、要約筆 記の派遣 ・障がい者団体活動の 支援	保健 福祉 部	障 が い 福 祉 課	H22
131-03	福祉まるごと相談室 の設置【再掲】	重層的支援体制整備事業 の核を担う包括的相談支 援事業について、各支援 機関(内部・外部)との連 携や支援体制を整える。	既存の相談支援等の取 組みを活かしつつ、地 域の複雑化・複合化し たニーズに対応する包 括的な支援体制を構築 していく	各機関と連携し相談者に応 じた対応	各機関と連携し相談 者に応じた対応	評価:A 各機関と連携し相 談者に応じた対応 ができた	各機関と連携し相談 者に応じた対応	保健 福祉 部	厚 生 課	R6

第4章 5 部落差別(同和問題)・相談支援

④ 基本的人権の尊重の立場に立って、人権擁護機関や団体との連携により同和問題に対する相談・支援体制を強化するとともに、複合的な問題を抱えている人に対し、各部門連携による相談、支援体制の充実を図ります。

124-06	人権擁護活動の推 進(学校啓発業務) 【再掲】	すべての鹿沼市民の人権 が尊重される明るい社会 の実現のため、宇都宮人 権擁護委員協議会鹿沼部 会との連携により、市民 の人権擁護と人権尊重意識 の高揚を図る。	・人権擁護委員や人権啓 発専門委員による人権相 談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係 専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、 中学校で人権講話の実 施。 ・人権擁護委員研修会実 施。 ・相談しやすい環境整備の 充実。	・小学校で人権の花の贈呈 を行う。 ・中学校で人権講話を行う。	・人権の花贈呈:5校 (板荷小、みなみ小、 栗野小、清州第1小、 清州第2小) ・人権講話:4校 (東中、北大飼中、北 押原中、加蘇中)	評価:A ・人権の花贈呈 5校(板荷小、み なみ小、栗野小、 清州第一小、清州 第二小) ・人権講話 4校実施(東中、北 大飼中、北押原 中、加蘇中)	・人権の花贈呈 5校実施 ・人権講話 3校実施	市民 部	人 権 ・ 男 女 共 同 参 画 課	H22
124-05	人権擁護活動の推 進(相談業務)【再 掲】	すべての鹿沼市民の人権 が尊重される明るい社会 の実現のため、宇都宮人 権擁護委員協議会鹿沼部 会との連携により、市民 の人権擁護と人権尊重意識 の高揚を図る。	・人権擁護委員や女性相 談員、人権啓発専門委員 による人権相談の実施。 ・人権侵犯事件に係る関係 専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、 中学校で人権講話の実 施。 ・人権擁護委員研修会実 施。 ・相談しやすい環境整備の 充実。	・人権擁護委員による人権 相談の開設	・毎月第2木曜日の 10:00~15:00に開設 ・人権週間(12/4~10 日)に併せ相談所開設 した。 (合計12回 相談 件数1件) ・12/12に特設人 権なんでも相談所 を開設	評価:A 毎月第2木曜日 10:00~15:00に 相談窓口を開設し た。 (合計12回 相談 件数1件) ・12/12に特設人 権なんでも相談所 を開設	・毎月第2木曜日の 10:00~15:00に開設 ・人権週間(12/4~10 日)に併せ相談所開設	市民 部	人 権 ・ 男 女 共 同 参 画 課	H22
1252-01	隣保館事業の推進 【再掲】	地域社会全体の中で福祉の 向上や人権啓発の住民交流 の拠点となる開かれたコミュ ニティセンターとして、生活上 の各種相談事業や人権問題 の解決のための各種事業を 総合的に行う。	・生活上の各種相談事業 や人権問題の解決のため の各種事業を総合的に行 う。 ・住民相互の理解を養い、 人権問題に対する理解と 認識を高める。	・相談業務の充実 ・高齢者ふれあい事業の充 実	相談・友愛訪問活動 件数:950件	評価:A 相談・友愛訪問活 動件数:980件	相談・友愛訪問活動件 数:950件	市民 部	画 人 課 (隣 保 女 館 共 同 参)	H22

特定番号	事業名	事業の目的	事業の手段	人権啓発推進総合計画に 寄与できる活動指標	令和6年度 活動指標 目標	令和6年度 活動指標 実績	令和7年度 活動指標 目標	部	課	掲載 年度
------	-----	-------	-------	--------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	----------

評価の目安

A：達成 (100%)

B：概ね達成 (80%)

C：普通 (50%)

D：要検討 (30%)

E：未達成 (0%)

第4章 6 外国人や感染者・患者等 相談支援

施策の方向 ⑤ 外国人やHIV感染者等をはじめ、インターネットによる人権侵害を受けた方など、様々な人権侵害を受けた方に対する相談・支援体制を図るため、それぞれの関係機関との連携を図り、その充実に努め、安心して暮らせる明るい社会の実現を図ります。

124-06	人権擁護活動の推進(学校啓発業務)【再掲】	すべての鹿沼市民の人権が尊重される明るい社会の実現のため、宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・人権擁護委員や人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵害事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・小学校で人権の花の贈呈を行う。 ・中学校で人権講話を行う。	・人権の花贈呈:5校(板荷小、みなみ小、栗野小、清州第1小、清州第2小) ・人権講話:4校(東中、北大飼中、北押原中、加蘇中)	評価:A ・人権の花贈呈5校実施 ・人権講話3校実施	・人権の花贈呈5校実施 ・人権講話3校実施	市民部	人権・男女共同参画課	H22
124-05	人権擁護活動の推進(相談業務)【再掲】	すべての鹿沼市民の人権が尊重される明るい社会の実現のため、宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会との連携により、市民の人権擁護と人権尊重意識の高揚を図る。	・人権擁護委員や女性相談員、人権啓発専門委員による人権相談の実施。 ・人権侵害事件に係る関係専門機関との連携。 ・小学校で人権の花運動、中学校で人権講話の実施。 ・人権擁護委員研修会実施。 ・相談しやすい環境整備の充実。	・人権擁護委員による人権相談の開設	・毎月第2木曜日の10:00-15:00に開設 ・人権週間(12/4~10日)に併せ相談所開設	評価:A 毎月第2木曜日10:00~15:00に相談窓口を開設した。 (合計12回 相談件数1件) ・12/12に特設人権なんでも相談所を開設	・毎月第2木曜日の10:00-15:00に開設 ・人権週間(12/4~10日)に併せ相談所開設	市民部	人権・男女共同参画課	H22
121-06	かぬま多文化共生プランの推進【再掲】	外国籍市民も日本人市民ともに住みやすい多文化共生の地域づくりの推進	かぬま多文化共生プラン掲載の52事業の進行管理	外国人相談業務	情報収集や関係各課との連携により、相談内容の解決に取り組む。	評価:A 健康課等関係各課と連携し、必要な情報の提供や関係機関へのつなぎ等により各種相談への解決に取り組んだ。(相談件数:814件)	情報収集や関係各課との連携により、相談内容の解決に取り組む。	市民部	協働のまちづくり課	H22

人権施策事業の実施機関別集計表

章	施策の実施 部課 人権問題 の区分	行 経 部	市民部					保健福祉部					こども 未来部	経 済 部	環 境 部	都市建 設部		教育委員会					消防本 部					
		人事課	生活課	協働のまちづくり課	市民課	人権・男女共同参画課	人権・男女共同参画課（隣保館）	人権・男女共同参画課（南部地区会館）	厚生課	障がい福祉課	高齢福祉課	介護保険課	健康課	保育課	こども・家庭サポートセンター	産業振興課	資源循環課	環境課	維持課	建築課	学校教育課	生涯学習課	自然体験交流センター	総合教育研究所	図書館	消防総務課	警防救急課	計
第2章	1 女性の人権（男女の人権）					12			2						3	2												19
	2 子ども					6			1				2	2	7						2	1	2	1				24
	3 高齢者		2			1					7	1					1		1	1								14
	4 障害のある人		1			1					6					1	1	1		1	4							16
	5 部落差別（同和問題）						9	6	3					1		1					1							21
	6 外国人			5		2										1					2							10
	7 感染者・患者等					4															1							5
	8 インターネット等による人権侵害						5														1							6
	9 災害に伴う人権問題						2														2							4
	10 性的マイノリティ（性的少数者）の人権						3														1							4
	11-1 アイヌの人々						1		1																			2
	11-2 犯罪被害者等						2																					2
	11-3 刑を終えて出所した人						1			1																		2
	11-4 ホームレス						1																					1
	11-5 働く人の人権						4																					4
	11-6 その他の人権課題					1	1																					2
第3章	1-1 就学前													1														1
	1-2 学校等						2														4							6
	1-3 家庭						2				1	1	1		2							2						9
	1-4 地域社会						4														1				2			7
	1-5 企業・職場															4												4
	2-1 市職員	1					1																					2
	2-2 教職員・社会教育関係者								1												1							2
	2-3 医療・保健・福祉関係者	1					1			1																		3
	2-4 消防職員	1																							1	1		3
2-5 マスメディア関係者						1																					1	
第4章	1 女性・相談支援						1								2													3
	2 子ども・相談支援						1						1		3								1					6
	3 高齢者・相談支援						2			1		2																5
	4 障がいのある人・相談支援									1	1																	2
	5 部落差別（同和問題）・相談支援						2	1																				3
	6 外国人や感染者・患者等 相談支援			1			2																					3
計		3	3	6	1	74	7	8	4	8	10	1	4	4	18	9	2	0	1	2	20	3	2	2	2	1	1	196

用語解説(50音順)

い

イクボス	職場でともに働く部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアや人生(育児や介護、地域活動等)を応援しながら、組織の業績も結果も出しつつ、自らも仕事都市生活を楽しむことができる上司(女性も含む)
イニシャルコスト	初期費用
インクルーシブ教育	障がいの有無にかかわらず、すべての子どもを受け入れる教育

て

デジタルサイネージ	平面ディスプレイやプロジェクターなどによって、映像や文字を表示する情報・広告媒体
デマンドバス	利用者の予約によりエリア内を運行する予約制バス

は

パープルリボン	DV(ドメスティック・バイオレンス)や虐待などの暴力をなくすこと、暴力の被害にあっているひとたちの安全を守ること、暴力が絶対にあってはならないことを周囲に伝え、関心を持ってもらうことにより、一人ひとりが参加、行動できるキャンペーン
---------	---

や

ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども
---------	--

ゆ

友愛訪問	対象者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉委員等が自宅を訪問し、安否確認と孤独感の緩和を図ることを目的とした活動
------	--

ら

ライフサイクルコスト	建物や橋・道路などが造られてから維持管理や改修、解体までに必要となる費用
------------	--------------------------------------

わ

ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会
----------------------------	---

A

ALT	外国語指導助手(Assistant Language Teacher)の略。 小・中学校の外国語の事業において指導補助をする人
-----	--

Q

Q-U	児童生徒を対象にした「楽しい学校生活を送るためのアンケート」
-----	--------------------------------

第2次鹿沼市人権啓発推進総合計画実施プラン
令和7年度計画書

編集発行 鹿沼市市民部人権・男女共同参画課
栃木県鹿沼市今宮町1 6 8 8 番地1

令和7年8月